

配偶者暴力対策

配偶者暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、時には生命に危険が及ぶこともあるなど被害が深刻化しやすい特性があります。

配偶者暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、男女平等参画社会の実現を妨げるものです。

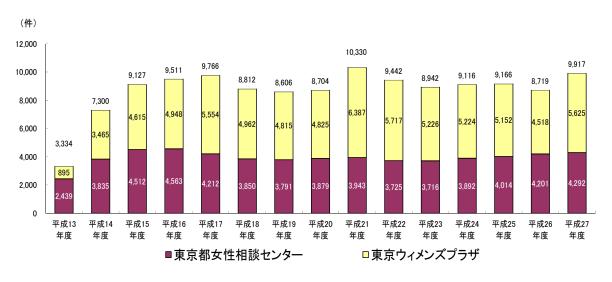
重大な被害や影響を広範にわたって及ぼす配偶者からの暴力を防止し、被害者の 安全確保をすることは、被害者本人を含め誰もが安全で安心して暮らせる社会の実 現のために重要です。

第1章 配偶者暴力をめぐる現状

1 配偶者暴力の現状

- (1) 配偶者暴力についての相談の状況
 - ① 東京都
 - ●配偶者暴力相談支援センター※1
 - 都の配偶者暴力に関する相談件数は、平成 13 年度は 3,334 件でしたが、配偶者暴力防止法に基づき配偶者暴力相談支援センターが開設された平成 14 年度には 7,300 件と約 2.2 倍増となりました。その後は 8,000~10,000 件前後で推移しており、平成 27 年度には 9,917 件となっています (図 1)。
 - 平成 27 年度の相談件数 9,917 件のうち、被害者本人からの相談は、 8,261 件でした。内訳は、女性 8,084 件 (97.9%)、男性 177 件 (2.1%) となっています。

図1 都の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



※1 配偶者暴力相談支援センター 配偶者暴力防止法により、配偶者暴力被害者を保護するため、相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等に関する情報提供等の支援を行う機関。都では、現在、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが配偶者暴力相談支援センター機能を担っています。

配偶者暴力をめぐる現状

○ 東京ウィメンズプラザの平成 27 年度の配偶者暴力の相談件数は 5,625 件であり、このうち被害者本人からの相談件数は、4,755 件でし た。

相談内容についてみてみると、最も多かったのは、「別れたものの本 当にこれでよかったのか」、「精神的に不安定なので、カウンセリングを 受けた方がよいか」など、心の悩みや精神的な問題に関するもので 899 件(全体の15.0%)でした。平成24年度の420件(7.5%)と比較する と、件数とともに相談内容の割合も2倍以上に増加しています。

次に多かったのが、「配偶者間で起きている問題(暴力を含む)にど う対応したらよいかわからない」で、852 件(14.4%)でした。このう ち「配偶者暴力の認識がある」ものは778件、「認識がない」ものは74 件でした。

続いて「離婚」に関することが多く、770件(13.0%)でした。

●警視庁

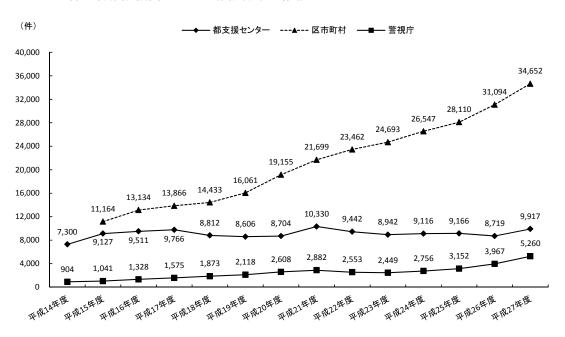
- 警視庁の総合相談センターや警察署に寄せられた相談件数は、平成14 年度の 904 件が平成 27 年度には 5,260 件と約 5.8 倍に増加しています (図2)。
- 内訳は、女性 4,746 件 (90.2%)、男性 514 件 (9.8%) となっていま す。

② 区市町村

- 都の調査では、区市町村における相談件数は年々増加しており、平成 15年度の11,164件が平成27年度には34,652件と、約3.1倍の増加と なっています(図2)。
- 区市町村では、配偶者暴力相談支援センターのほか、男女平等参画セ ンターや福祉事務所、保健所・保健センター、子供家庭支援センターな ど様々な相談窓口で配偶者暴力相談を受け付けています。
- 区市町村の相談件数は一貫して増加しています。区市町村の支援セン ター整備をはじめとする、地域における相談体制の充実や、相談窓口の 周知により、身近なところで相談する人が増加していることが伺えます。
- 区市町村の相談件数を、平成24年度と平成27年度で比較すると、 8,105 件増加しています。このうち、区部での増加は8,007 件、市部は 98件となっており、特に区部において相談件数が増加しています。

- 区部の増加数のうち、平成27年度までに配偶者暴力相談支援センターを整備した9区で5,751件(71.8%)を占めており、配偶者暴力相談支援センター機能整備が、相談件数の増加につながっていることが伺えます。
- 配偶者暴力相談支援センター機能を整備した区からは、「相談体制が 充実し、スムーズな支援ができるようになった」、「相談先が明確になっ たので広報がしやすくなり、区民からの相談も増えた」などの声が寄せ られています。

図2 都内各相談機関における相談件数の推移



○ このように、都の配偶者暴力相談支援センター、警視庁、区市町村 で受け付けた全体の相談件数は、増加傾向にあり、特に区部と警視庁 の件数増が顕著になっています。

1

(2) 一時保護※2件数

- 都が実施した一時保護件数は、平成27年度は560件でした。配偶者暴力防止法が完全施行された平成14年度以降、一時保護所への入所者は、母子の割合が高くなっています(図3)。
- 区市町村における独自の一時的な保護は増加しており、平成27年度は 551件となっています。
- このほか都内の民間シェルター*3においても、独自に一時的な保護が 行われています。

図3 都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移



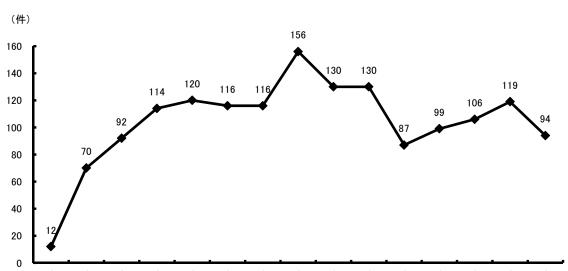
^{※2} 一時保護 暴力から逃れ、家を出た被害者や子供の安全を確保するため、緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づく緊急の避難場所として、一時保護所があります。

^{※3} 民間シェルター 民間の団体等が自主的に運営し、暴力から避難する必要がある被害者とその子 供などの保護を行っている施設

(3) 保護命令※4件数

- 東京地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、毎年 100 件前後で推移し、配偶者暴力防止法が施行された平成 13 年 10 月から 28 年 3 月末までの合計では 1,561 件となりました (図 4)。
- 保護命令の内訳は、被害者への保護命令のみ発令されたのが 686 件で、 このうち「接近禁止命令のみ」は 300 件、「接近禁止命令」と「退去命令」 や「電話等禁止命令」が併せて発令されたのは 381 件でした。
- 「子への接近禁止命令」の発令件数は 600 件でした。また、「親族等への接近禁止命令」の発令件数は 87 件、「子への接近禁止命令」と「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された件数は 188 件でした。

図4 保護命令発令件数の推移(東京地方裁判所管内)



※4 保護命令 配偶者暴力防止法が定める、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するための制度です(ただし、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けており、更なる暴力で生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に限ります。保護の対象には、被害者本人のほか、被害者と同居する未成年の子、危害を受けるおそれのある被害者の親族、知人等も含まれます。)。被害者が裁判所に申立てを行うことにより、裁判所は暴力を振るったとされる配偶者から言い分を聴き、申立ての内容を審理します。保護命令には、暴力を振るった者に対し、被害者につきまとったり、住居、勤務先などの近くをはいかいしたりすることを禁止する「被害者への接近禁止命令」(6か月間)と、加害者に対して家から出て行くよう命令する「退去命令」(2か月間)のほか、被害者への接近禁止命令と併せて発令される「被害者への電話等禁止命令」、「被害者の同居の子への接近禁止命令」、「被害者の親族等への接近禁止命令」の五つの類型があります。

1

(4) 「被害者の面接相談」からみた配偶者暴力被害の傾向※5

① 被害者(本人)の状況

ア 年代・職業等

- 被害者の年代は、40 歳代が最も多く 32.4%で、続いて 30 歳代が 29.7%、20 歳代が 20.3%となっています(図5)。
- 被害者の職業は、「無職(主婦)」が45.9%、「パート・アルバイト」が24.3%、「会社員・正規職員」が12.2%、「自営業」が5.4%となっています(図6)。
- 被害者の 78.4%に子供がいます。子供の人数は2人が最も多く 43.1%、続いて1人が37.9%となっています(図7)。
- 子供の年代については、小学生の子供を持つ被害者が 41.4%で最も 32.8%に上ります。
- 被害者の多くは子育て世代であり、その多くが「無職(主婦)」や「パート・アルバイト」であることから、被害者が加害者から逃れて生活する上では生活基盤が脆弱な状況であることが伺えます。

図5 被害者の年代

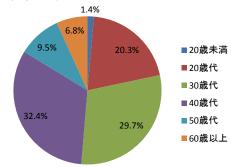
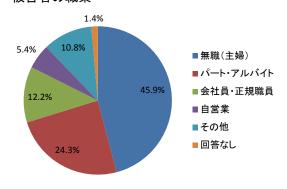
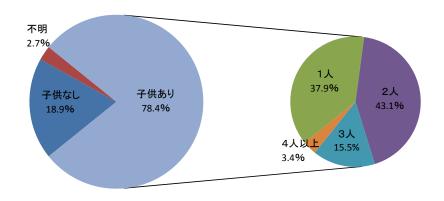


図6 被害者の職業



※5 (4) 「被害者の面接相談」からみた配偶者暴力被害の傾向として本文中に使用しているデータは、平成26年度に東京都生活文化局が実施した「配偶者暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」のうち面接相談(件数74件)から出たデータを使用

図7 被害者の子供の有無と人数



イ 暴力と被害の状況

- 配偶者暴力には、大きく分けて身体的暴力、精神的暴力、性的暴力 があります。
- 調査では、被害者の 81.1%が身体的暴力を、86.5%が精神的暴力を 受けています。身体的暴力としては、「殴る」(60.8%)、「蹴る」(50.0%)、 「物を投げつける」(29.7%)、精神的暴力としては、「怒鳴る」(67.6%)、 「脅す」(43.2%)、「バカにする」(40.5%)が主なものとなっていま す。
- 暴力による具体的被害としては、「打撲・あざ」(44.6%) や「顔が腫れる・あざ」(24.3%)といった身体的なもののほか、「怯え」(37.8%) や「自己評価の低下」(28.4%)、「不眠」(25.7%) など、精神的被害の割合が高くなっています。
- 暴力を受けた人の 55.4%に病院等の来院歴があり、そのうち約半数 の人が精神科を受診しています。

ウ 暴力を受けていた期間

- 最初の暴力は、「結婚前から」が 21.6%、「結婚 1 年未満」が 37.8% と、結婚前後の時期から始まった人で約 6 割を占めています(図 8)。
- 結婚している、又はしていた人の婚姻期間は、「10年以上」が36.7%、「5~10年未満」が28.3%となっており、暴力が始まった時期と結婚期間を考え合わせると、長期間暴力を振るわれ続けている状況も伺えます(図9)。
- また、暴力を受けながら、暴力から逃げられなかった理由としては、「子供のためひとり親は避けたい」(21.6%)、「逃げる気力がなかった(無力感)」(14.9%)、「経済的な不安」(12.2%)が多く挙げられています(図 10)。

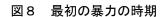
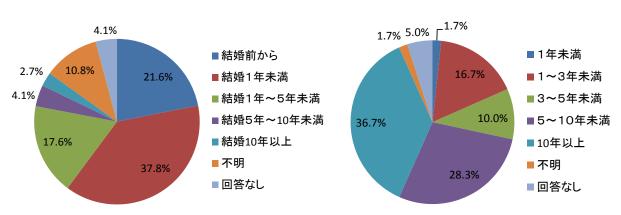
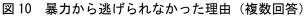
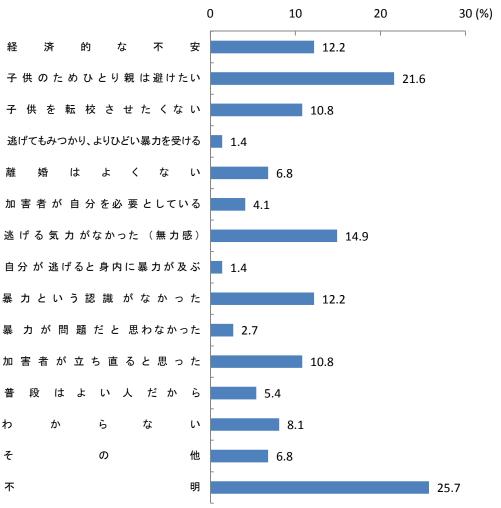


図9 婚姻期間







エ 被害者が不安に思っていること

- 被害者が不安に思っていることとしては、「加害者の追跡」(47.3%) が最も多く、「今後の生活・将来」(35.1%)、「経済的なこと」(29.7%) などの不安が多く見られます(図11)。
- 子供のいる被害者が子供に関して不安に思っていることとしては、「子供の心」(34.5%)が最も多く、「子供の親権」(25.9%)、「子供の安全」(24.1%)などが続きます(図 12)。

図 11 被害者本人が不安に思っていること(複数回答)

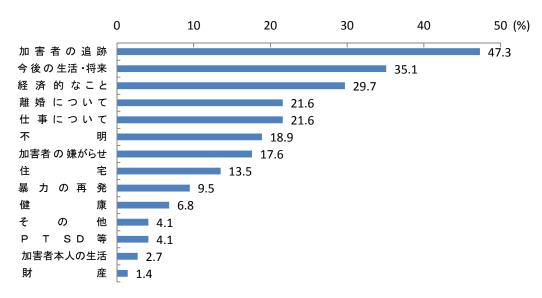
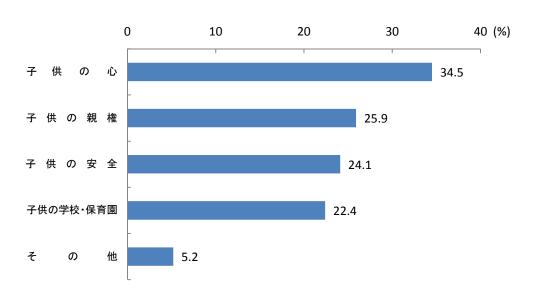


図 12 子供のいる被害者が子供に関して不安に思っていること(複数回答)



1

② 被害者から見た子供の状況

ア 子供への暴力

- 加害者から子供への直接的暴力は39.7%あり、直接ではないが、「見ているところでの暴力」(15.5%)を合わせると、5割を超えています(図13)。
- 直接的暴力の内容では、「殴る」(43.5%) や「怒鳴る」(60.9%) が多くなっています。
- 被害者から子供への暴力も 10.3%あり、それらの中には、身体的暴力や精神的暴力のほか、育児放棄も見られます(図 14)。

図 13 加害者から子供への暴力の有無

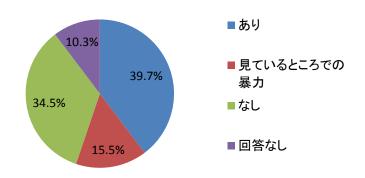
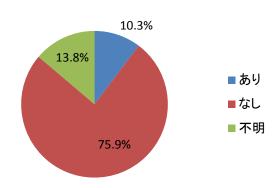


図 14 被害者から子供への暴力の有無



イ 配偶者暴力が子供に与える影響

○ 子供への影響について気付いている被害者は多くはありませんが、「加害者への憎悪・恐れ」(15.5%)、「被害者への憎悪・恐れ」(5.2%)、「性格・情緒のゆがみ」(5.2%)などが挙げられています。また、被害者に対し子供自身が暴力を振るう例も見られます。

2 配偶者暴力対策に係る各機関・団体の役割と取組状況

被害者の保護と支援は、被害の発見に始まり、生命等に危険のある場合に 暴力から逃れるための一時保護や新たな生活を始めるための支援まで様々な 段階があり、その領域も広い範囲に及んでいます。

このため、配偶者等暴力対策には、多くの機関や団体が関わることとなります。

配偶者等暴力に対する社会的関心の高まりを背景に、配偶者暴力防止法の改正を経て、各機関・団体の取組の充実が図られてきたところですが、今後、これらの機関・団体がそれぞれの役割と機能を十分に果たしながら、一層連携を強化していくことが必要です。

(1) 東京都

都では、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが、配偶者暴力防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担っています。

配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援のための拠点施設として、相談、一時保護、就労や住宅等自立して生活するために必要な情報の提供など、被害者の救済と生活再建に向けた支援を一貫して行っています。

東京ウィメンズプラザは、総合相談窓口としての機能を担っています。 東京都女性相談センターは相談機能のほかに、主に一時保護機能を担って おり、被害者の保護・支援に関係機関と連携して取り組んでいます。

① 東京都配偶者暴力相談支援センター

ア 東京ウィメンズプラザ

- 弁護士・精神科医による専門相談を含め、総合的な相談を実施しています。男性からの相談にも対応しています。相談の一環として、必要に応じて、各種情報提供、助言、関係機関の紹介等も行っています。
- 保護命令の申立てに関する援助を行っています。
- 被害者の自立を支援する講座を実施し、自助グループ*6等の活動を支援しています。
- 配偶者等暴力対策に係る区市町村担当者や職務関係者への研修を行っています。
- 都内配偶者暴力相談支援センターの中核として、センター間の連携を 図るとともに、区市町村のセンター整備に向けて技術的支援を行っています。
- ※6 自助グループ 同じ心の悩みを抱えた人々が集まり、互いに語り合い励まし合うためのグループ

イ 東京都女性相談センター

- 電話相談、面接相談を実施し、必要に応じて、各種情報提供、助言、 関係機関の紹介等を行っています。
- 加害者の暴力から一時的に避難するための一時保護に関する業務を 行っています。
- 保護命令の申立てに関する援助を行っています。

② 警視庁

警察は、被害者の安全を確保する上で重要な役割を担っています。近年、 警察への相談・通報の件数が増加しています。

- 警視庁総合相談センターや各警察署の生活安全課で被害の通報、相談 に対応し、必要に応じて一時保護へつなぎます。
- 保護命令違反行為の取締り、本人からの申出に応じた警察本部長等(警視庁は警視総監又は警察署長)による援助*7等の支援を行っています。
- 元交際相手等からのつきまとい等に対しては、ストーカー規制法による対応を行っています。
- 他の機関では対応が困難な緊急時には、被害者に対する安全確保を行います。

③ 庁内関係局

- 生活文化局及び福祉保健局が中心となり、配偶者等暴力対策に関する 総合的な取組を行っています。
- 被害者の生活再建に向けて福祉、保健・医療、就労や住宅等の施策を 所管する各局が、組織横断的に被害者の状況に応じた取組を行っていま す。

^{※7} 警察本部長等による援助 配偶者暴力防止法第8条の2により、被害者から、被害を自ら防止するため警察本部長等の援助を受けたい旨の申出を受けた場合、警察は、その申出が相当であると認めるときは、状況に応じて避難その他の措置を教示する等、被害の発生を防止するために必要な援助を行うこととされています。

(2) 区市町村

区市町村は、被害者とその家族が生活する身近な地域であり、被害の発見や相談への対応、被害者の自立支援において重要な役割を担っています。 区市町村への相談は年々増加し、平成27年度には約34,600件となっています。

また、平成 19 年度の配偶者暴力防止法の改正により、地域に根ざしたきめ細かい支援策の充実が求められるようになり、区市町村においても、配偶者暴力対策基本計画を策定し、配偶者暴力相談支援センター機能を整備するよう努めなければならないとされました。

- 配偶者暴力相談支援センターや男女平等参画センター、福祉事務所を中心に、関係機関と連携して相談やサービスの提供を行っています。
- 一時保護を要する被害者については、東京都配偶者暴力相談支援センターと連携して保護を行うほか、独自に緊急一時保護事業を実施している区市町村も増加しており、平成27年度には50区市町に及んでいます。
- 住民登録、保険、年金、子供の就学等生活全般にわたる支援を継続的に 行っています。
- 平成27年度には、47区市で配偶者暴力に関する情報交換や被害者支援 体制の強化等について検討する連絡会議が設置されています。
- 区市町村配偶者暴力相談支援センターの機能整備の促進に向けた取組 は、以下のようになっています。
 - ・ 平成28年8月現在、12区が配偶者暴力相談支援センター機能を整備 済みです。

整備年度	センター整備の自治体	整備年度	センター整備の自治体
平成 21 年度	港区	平成 26 年度	葛飾区・練馬区
平成 23 年度	板橋区	平成 27 年度	台東区・荒川区
平成 25 年度	江東区・中野区・豊島区	平成 28 年度	北区・江戸川区・杉並区

- ・ 都の調査(平成 28 年度)では、配偶者暴力相談支援センターの機能整備について、3区が検討中、7区7市3町村が今後検討するとしています。また、機能整備に当たり困難だと思う点について、半数以上の区市町村が、人員・予算の問題と相談体制及び対応への不安を挙げています。
- 区市町村における基本計画の策定については、平成28年8月現在、47 区市が策定済み、2区市が策定中であり、平成28年度中に全ての区市に おいて策定される予定です。

(3) 地方裁判所

配偶者暴力防止法では、被害者の生命又は身体に重大な危害が及ぶおそ れがあるときに、加害者が被害者やその関係者に近寄らないよう命ずる「保 護命令」について定めています。

また、配偶者暴力防止法やストーカー規制法で対応のできない被害者や関 係者への接近や暴力脅迫等を防ぐため、民事保全法に基づく仮処分命令の制 度があります。

これらは、被害者の申立てに基づき、地方裁判所で決定を行います。

- 被害の深刻さに鑑み、保護命令の対象となる行為や関係者は法改正のた びに拡大されており、平成27年の保護命令発令件数は、全国で2,400件 となっています。
- 保護命令に必要な「申立書」を被害者が作成する際には、配偶者暴力相 談支援センターや警察が助言等の支援を行っています。
- 保護命令が出された場合、裁判所は速やかに配偶者暴力相談支援センタ ーや警察等に通知することとなっており、被害者の生命、身体の保護のた めの連携を図っています。

(4) 民間団体

配偶者等暴力問題に関連して、様々な民間団体が活動しています。

- 被害者支援のための豊富なノウハウを持って積極的に被害者支援に取 り組んでいる民間支援団体は、多くの被害者を支えています。その取組と しては、相談、民間シェルターやステップハウス※8の運営、被害者の同行 支援、就労のための講座開催、自助グループ活動等があり、被害者の立場 に立った幅広いものとなっています。
- 近年、民間支援団体の中には、国や自治体からの委託や助成を受けて被 害者支援を行う団体も増加しており、連携した取組が進んできています。
- 弁護士会、医師会、民生・児童委員協議会等、それぞれ専門性の高いこ うした団体は、その活動の一環として、配偶者等暴力の早期発見や被害者 の自立支援に関わる普及啓発など、行政との連携を図っています。

^{※8} ステップハウス 一時保護施設等を退所した後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケア や自立に向けた準備をするための中間施設

(5) 支援関係機関・団体との連携

都は、配偶者暴力対策の関係機関を構成員とした会議を設置・運営しています。

○ 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議

庁内関係各局、警視庁、区市町村の男女平等参画担当部署及び福祉・児童等関係部署、地方裁判所、地方検察庁、入国管理局、弁護士会、医師会、法テラス(日本司法支援センター)、人権擁護委員連合会、民生・児童委員連合会、民間支援団体等、配偶者暴力対策に係る幅広い関係機関・団体を構成員とした会議です。この会議において、施策を着実に推進するための協議や中長期的な課題の検討を行い、関係機関・団体がそれぞれの役割を果たしつつ連携することで、切れ目のない被害者支援を目指しています。また、「推進部会」と「連携部会」の二つの部会を設けて、施策の推進を図るとともに、連携した取組のための課題の検討等を行っています。

○ 東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議

東京ウィメンズプラザにおいて、都と区市町村の配偶者暴力相談支援センター等が一堂に会する、連携会議を設置・運営しています。

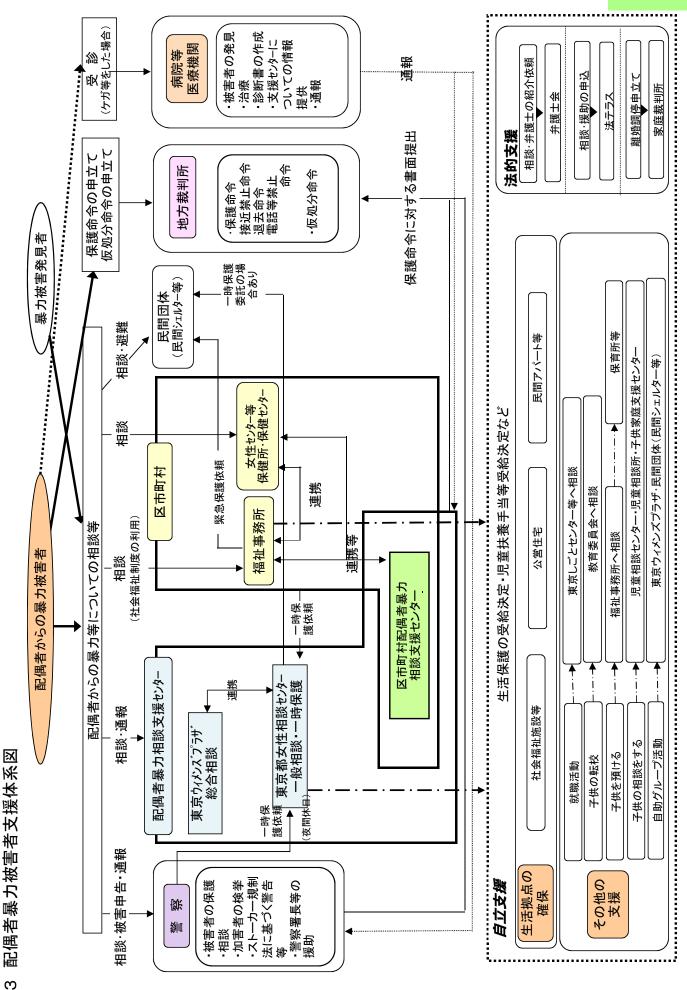
都内の支援センター同士が、課題を共有し、検討することにより、広域 連携の強化を図っています。

配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議

東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者暴力被害者支援を行う民間団体との連携会議を設置・運営しています。

各団体の支援情報の情報交換等を行うことにより、東京都と民間団体の 連携のみならず、民間団体相互の連携を図っています。

1



施策実施に当たっての視点と目標 第2章

視点 1

本計画では、配偶者暴力防止法及び基本方針の趣旨を踏まえ、都の配偶者 等暴力対策を推進していくために、次の三つを施策推進上の中心的視点とし て取り組んでいきます。

(1)暴力の背景の正しい認識と暴力を許さない社会の形成に向けた啓発

配偶者等暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を 生み出す背景についても広く認識し、暴力の防止に向けて、社会全体で取り 組まなければなりません。

また、児童虐待や高齢者虐待など家庭で生まれる様々な暴力との関係にも 配慮しながら取組を進めることが求められます。

さらに、暴力を許さない社会形成のためには、広く都民に対して啓発を行 っていく必要があり、特に、若いうちから暴力を伴わない人間関係を構築す る観点からの教育・啓発を行っていくことが重要です。

都においては、配偶者等暴力の未然防止や暴力を許さない社会形成のため の啓発、被害者の早期発見のための取組を進めていきます。

(2) 被害者等の安全確保と本人の意思を尊重した継続的な支援

配偶者等暴力を早期に発見し、被害者の安全と安心の確保を図るととも に、被害者が暴力によるダメージから立ち直り、精神的、経済的に自立する ための継続的な心のケアや就労など、本人の意思を踏まえた多岐にわたる生 活再建のための支援と、その仕組みづくりを進めていくことが重要です。

また、被害者に子供がいる場合には、身体的暴力や精神的暴力などの虐 待が及んでいることも多いことから、状況に応じて児童相談所等との連携に より、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。

被害者が、暴力から逃れ本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談か ら保護、生活再建まで、様々な機関からの支援が必要になります。被害者や 家族の安全を確保することを最優先に、被害者の視点に立った切れ目のない 支援を行うために、より一層の支援体制の強化を図っていきます。

(3) 都と区市町村、民間団体等関係機関の相互連携と役割分担

被害者やその子供への支援は、多くの機関や団体がそれぞれの場面に応じて、連携しながら適切に対応していく必要があります。

特に被害者の生活再建までを視野に入れ、身近な地域できめ細かい支援を迅速、円滑に進めるためには、区市町村の役割が重要です。

今後も、都と区市町村がそれぞれの役割を明確にしつつ、相互に補完し、 協働して取り組んでいきます。

一方、民間団体は、被害者支援等について先進的に取り組んでいる実績があります。特にシェルター運営や同行支援など、被害者に寄り添った支援を行っています。都は、民間団体がその特性や経験を十分に発揮できるよう支援し、また連携を図りながら被害者支援を行っていきます。

2 基本目標

配偶者等暴力対策の具体的施策を展開するに当たって、分野別の目標を次のとおり七つの基本目標として掲げます。

- (1) 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見
- (2) 多様な相談体制の整備
- (3) 安全な保護のための体制の整備
- (4) 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備
- (5) 関係機関・団体等の連携の推進
- (6) 人材育成の推進と適切な苦情対応
- (7) 調査研究の推進

3 数値目標

施策を着実に推進していくため、具体的な目標を以下のとおり定めます。

目標項目	現状 (28.8.1 現在)	33年度目標
区市町村における配偶者暴力 相談支援センター機能整備団体数	12 団体	20 団体
目標項目	年間目標	
配偶者暴力相談支援センター整備		
促進等に向けて、訪問して働きかけ	7 20 団体	
を行う区市町村数		

4 推進体制

この基本計画により、配偶者暴力対策を総合的に推進するために、都、区 市町村の関係機関及び医療・司法の関係団体、民間の支援団体等の委員で構 成された「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」において計画の進捗状 況を確認し、課題と施策の検討を行います。

第3章 具体的施策

基本目標 1

暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

施策目標 (1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発 の推進

■現状・課題

- 配偶者暴力防止法の制定以降、都では配偶者暴力防止のパンフレットやカードの 作成による周知、講演会の開催、都の広報媒体を活用した啓発などを行ってきました。
- 配偶者暴力に対する認識は社会的に広がってきており、都内における配偶者暴力 の相談件数は、年々増えています。
- しかしながら、配偶者暴力は、家庭という人目に触れにくい場所で起きていることから、被害者本人の気付きが遅れたり、被害が潜在化する傾向が見られます。内閣府調査によれば、女性の約4人に1人が配偶者から被害を受けたことがあり、その約45%がどこにも相談をしていません。
- また、都の「男女平等参画に関する世論調査(平成27年11月調査)」(以下「都世論調査」という。)で「被害者にも暴力を振るわれる原因があるはずだ」という考えを4割強が肯定しているなど、いまだに「被害者が悪い」とする周囲の認識不足が残っています。配偶者等暴力を無くし、暴力の防止への理解を広く促すには、多くの都民に向け、これまでの啓発に加え、対象者に応じた多様な媒体を活用するなど充実を図り、幅広い普及啓発を行う必要があります。
- また、前記内閣府調査では、被害を受けた時に「別れたいと思ったが、別れなかった」と回答した女性の別れなかった理由の1位が「子供がいるから、子供のことを考えたから」で、約7割に上っています。
- 都世論調査でも、「子供がいる家庭では多少なら我慢して夫婦関係を保つべきだ」とする割合は4割に上ります。しかし、平成16年の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正で、家庭内で配偶者暴力を目撃することにより著しい心理的外傷を与えることは児童虐待であると定義されてから、警察から児童相談所へ通告された児童数は増え続け、平成27年には全体の通告の約45%を占めるようになっています。
- 配偶者暴力を目の当たりにすることが子供へ心理的悪影響を与えていることに ついて啓発が必要です。

- さらに、平成25年に配偶者暴力防止法が改正され、生活の本拠を共にする交際 相手からの暴力が同法の適用を受けることとなりました。
- 近年、元交際相手による悲惨な事件も後を絶ちません。ストーカー行為や性暴力、いわゆるリベンジポルノなどの犯罪を伴うこともあります。また、インターネット等のデジタル技術を悪用した暴力、いわゆるデジタル暴力*を伴うことも少なくありません。
- 内閣府調査によれば、暴力の被害により、命の危険を感じたことのある女性の割合は、配偶者暴力で 11.4%、交際相手からの暴力で 25.4%、ストーカー行為で 28.9%と、配偶者暴力に比べ、交際相手からの暴力やストーカー行為の方が危険を 感じる割合が高くなっています。
- 一方、被害を受けて相談しなかった理由として、配偶者暴力について「DVとは 認識していなかった」と答えた女性の割合が 12.8%に対し、交際相手からの暴力 について「デートDVとは認識していなかった」女性の割合が 26.5%に上るなど、 交際相手からの暴力については、自分の受けている行為が暴力であるとの認識がな い人も多いのが現状です。
- 都では、若年層に対して、相談先周知カードを都内大学や短期大学、専修学校等の学生に配布するなどの取組を行ってきました。今後は、交際相手からの暴力等についての正しい知識や対応策を含めた啓発を若年層がよく利用する媒体を利用して行うことが必要です。
- さらに、暴力を許さない社会形成のためには、若いうちからお互いを尊重するなどの適切な人間形成に向けた取組を行うなど、発達段階に合わせた教育を計画的に 行うことが必要です。

(*電子メールを繰り返し送ることやチェックすること、インターネット等を使って居場所を監視すること、リベンジポルノなど)

■ 取組の方向性

- 引き続き、多くの都民に向けて様々な機会を捉えて、配偶者等からの暴力に関する幅広い啓発を実施し、都民の理解を深めるとともに、子供のいる家庭や若年層など対象を絞った啓発も併せて行っていきます。
- 子供のいる家庭をはじめ広く都民に、子供の面前での配偶者暴力が児童虐待に当たり、子供の精神に悪影響を及ぼすことを、様々な機会を通じて広報していきます。
- 若年層に対しては、スマートフォンのサイトなど若者がよく利用する媒体を活用して、交際相手からの暴力をはじめとして、性暴力、ストーカー行為や若年層が遭いやすい性に関わる被害についても併せて啓発していくことや、若年層が相談しやすい環境整備等についても行います。

- 学校教育においては、学習指導要領に基づき、人権教育を引き続き推進していきます。小学校、中学校、高校等において、配偶者や交際相手に暴力を振るうことのないよう、男女が互いの人格を尊重し、望ましい人間関係を築く教育を発達段階に合わせて推進していきます。
- 学校以外の若年層の自立を支援する場においても、上記のような教育を行います。

■ 具体的施策

① 都における普及啓発の実施

【これまでの主な取組】

- ○一般都民向け講演会の実施
- ○パンフレット・PRカードの作成・配布
- ○広報東京都、ホームページにおける広報展開
- ○人権啓発資料「みんなの幸せをもとめて」の作成・配布(社会教育関係者向け)

内容	所管局
○ 都の広報紙やテレビやラジオ番組、ホームページやSNS等を活用	生活文化局
するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、	
広く都民への啓発を行います。	
○ 配偶者等暴力に関する講演会やセミナー等の内容を充実させ、実施	生活文化局
方法なども工夫します。	
○ 配偶者等暴力の防止に係るパンフレットやPRカード等の啓発資	生活文化局
料に、子供の面前での配偶者暴力が児童虐待に当たるとの記述を加え	
るなど、内容を充実させ、様々な機会を活用して広く配布するなど、	
都民及び関係機関の理解を深めていきます。	
○ 人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者	教育庁
を対象とした人権啓発学習資料に配偶者等暴力について掲載すると	
ともに、内容の充実を図ります。	

② 区市町村における普及啓発の支援

【これまでの主な取組】

- ○区市町村の担当課長会を通じて地域での広報や啓発活動の推進を依頼
- ○区市町村に対する講演会やシンポジウム開催時の助言
- ○都作成の啓発資料の区市町村への配布・活用促進

【今後の取組】

内容	所管局
○ 区市町村が、広報紙等により地域住民・地域団体等に配偶者等暴力 に関する理解と防止に向けた普及啓発を行うよう、働きかけます。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者等暴力に関する講演会やセミナー、シンポジウムの開催において、必要に応じて情報提供を行い、取組を促します。	生活文化局
○ 区市町村でも活用できるよう、都の啓発資料の配布や東京ウィメン ズプラザの図書資料室に所蔵する資料の貸出しを積極的に行ってい きます。	生活文化局

③ 学校での人権教育の推進

【これまでの主な取組】

- ○人権教育研究協議会の開催
- ○人権教育プログラムの作成・配布(教員向け)

内容	所管局
○ 人権教育研究協議会を通じて、家庭において配偶者暴力が行われる	教育庁
ことが児童・生徒への虐待に当たることなど、配偶者暴力や児童虐待	
等についての知識や対応等について、園長・校長をはじめ教諭等に周	
知し、学校全体の取組につなげます。	
○ 人権教育プログラムの内容の充実を図り、理解を深めていきます。	教育庁

④ 若年層向け啓発事業の推進

【これまでの主な取組】

- ○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう?」の作成、都内 大学・短大・専修学校等への配布
- ○教職員に向けた職務関係者研修の実施
- ○大学等への研修・講演会の情報提供
- ○若年層対象のイベント等の開催時における資料配布
- ○東京ウィメンズプラザホームページ「配偶者暴力・交際相手暴力対策被害者ネット支援室」を活用した啓発の実施
- ○「若年層における交際相手からの暴力に関する意識調査」の実施

内容	所管局
○ 若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい 被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。	生活文化局
○ 都が行う若年層を対象としたイベント等において資料配布などの 啓発活動を行います。	青少年·治安 対策本部
○ 若年層がよく利用するインターネットやSNS等の様々な媒体を 活用して、交際相手からの暴力等に関する啓発を行います。	生活文化局
○ 大学等の学生相談室等への資料配布や情報提供をはじめ、大学等と 連携した教育・啓発活動を行います。	生活文化局
○ 教職員に対し、交際相手からの暴力等についての内容を取り入れた 研修の充実を図ります。	生活文化局
○ 少年及びその家族等関係者からの相談窓口として、電話相談窓口である「ヤング・テレホン・コーナー」等の充実、効果的な運用に努めます。☆	警視庁
○ 相談受理に当たり、適切な対応がとれるようにするための研修等を 充実させます。☆	警視庁

施策目標 (2) 早期発見体制の充実

■現状・課題

- 配偶者等暴力の被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると気付かないまま暴力を受け続ける人がいます。内閣府調査では、配偶者から受けた被害をどこにも相談しなかった女性の2人に1人、男性の3人に2人が「相談するほどのことではないと思った」と考えています。一方、交際相手からの暴力については、前述のとおり、「デートDVだとは認識していなかった」女性の割合が26.5%に上るなど、自分の受けている行為が暴力であるとの認識がない人も多いのが現状です。
- 都では、周囲の人々による被害の早期発見や適切な情報提供が有効であると考え、様々な関係者に対する啓発資料の作成・提供や対象者別の研修を実施してきました。
- 暴力の被害によるけが等の治療や心のケアを行う医療機関、子供を通じて関わりを持つ学校、幼稚園や保育所、学校、地域を見守る民生委員・児童委員などが、配偶者等暴力に関する知識を深め、発見時の通報や早期発見の体制を強化していくことが重要です。
- 特に、医師や保健師、看護師等の医療関係者は、日常の業務を行う中で配偶者等暴力の被害者を発見しやすい立場にいることから、被害者の早期発見や通報、被害者に対する情報提供など積極的な役割が期待されています。そのため都は、平成25年度に、「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」を作成し、都内各医療機関に配布しています。
- しかし、平成 27 年 3 月の都の「配偶者暴力の実態と関係機関の現状に関する調査」(以下「都実態調査」という。)において、同マニュアルに関するアンケートを行ったところ、約 3 割が、マニュアルが届いていないと回答しています。配偶者等暴力の被害者と接する可能性のある全ての医療関係者への普及が必要です。
- 医療関係等の学部・学科で学ぶ学生に対しても、将来配偶者等暴力の被害者と接する可能性があるため、配偶者等暴力に関する理解を深めるための取組が必要です。
- また、幼稚園や保育所などにおいては、在籍する子供の様子から、配偶者暴力が発見されることがあります。都実態調査によれば、過去に保護者から配偶者暴力について相談を受けた、あるいは、発見をしたことがあるところが3割を超えています。
- しかしながら、被害者に対応するためのマニュアルがあると答えたところは、3 割を切っており、幼稚園や保育所においても、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」などの活用により、配偶者等暴力に関する知識を深めて、早期発見やその後

の支援につなげていくことが必要です。

○ さらに、配偶者暴力の通報を受けた警察は、被害者の意思を尊重し、置かれている状況に配慮をしつつ、関係機関と連携しながら、迅速で適切な対応を行うことが求められます。

■ 取組の方向性

- 医療機関や保健所・保健センターの職員、学校・幼稚園・保育所等の教職員、民生委員・児童委員等地域で被害者を取り巻く関係者に対する研修や情報提供など、被害者の早期発見体制の強化と適切な対応に向けた取組の充実を図ります。
- 特に医療関係者に対しては、研修等を通じて「医療関係者のための配偶者暴力被 害者対応マニュアル」の周知を図り、活用を促します。
- 幼稚園や保育所等において、配偶者暴力に関する知識を深めるために、「配偶者 暴力被害者支援基本プログラム」等の活用を促します。
- 警察においては、研修の充実を図り、早期発見から、迅速・適切な対応につなが るよう、関係機関との連携強化を図ります。

■ 具体的施策

① 医療機関における適切な対応

【これまでの主な取組】

- ○医療関係者(医師・看護師・MSW* 等)に向けた職務関係者研修の実施
- ○都立病院における医療関係者向けの研修の実施
- ○「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」の作成、医療機関へ の配布

(*MSW=メディカルソーシャルワーカー:病気やけがに伴って発生する生活上の問題や悩み、医療費や福祉制度、退院後の社会復帰に関する相談の専門員)

【今後の取組】

内容	所管局
○ 各都立病院において、児童・高齢者虐待、配偶者等暴力の内容を盛り込んだ虐待等対策検討に関する要綱及び手順書を活用し、統一的に対応していきます。	病院経営 本部
○ 医療関係者に対し、配偶者等暴力の早期発見と適切な対応について の研修等を実施します。	生活文化局 病院経営 本部
○ 「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」について、 医療機関に向けさらなる周知を図ります。	生活文化局
○ 医療機関、医師会等の協力のもとに、被害通報先や支援のための関係機関情報の周知徹底を図ります。	生活文化局 福祉保健局
○ 特に、配偶者等暴力被害者と接する機会を持つ職業を選択する可能性が高い学部・学科の学生に対し、配偶者等暴力に関する講演会や研修等への参加を促すなどの啓発活動を行います。	生活文化局

② 保健所や保健センターにおける適切な支援

【これまでの主な取組】

- ○保健師等に向けた職務関係者研修の実施
- ○配偶者暴力被害者支援基本プログラムの活用

内容	所管局
○ 子供の健診や母子保健相談、精神保健福祉相談等の日常業務を通	福祉保健局
じ、配偶者暴力の早期発見と適切な対応に努めます。	
○ 保健所や保健センターの職務関係者に対し、配偶者等暴力に関する 研修等を実施します。	生活文化局 福祉保健局

③ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等

【これまでの主な取組】

- ○関係者向け啓発資料「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の幼稚園・保育所 への配布
- ○小・中学校、児童館への都作成資料・パンフレット等の配布
- ○学校の教職員向け、幼稚園・保育所職員向けなど対象者別の研修の実施

内容	所管局
○ 配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を 目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う 関係機関との連携体制を強化します。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットの配布や、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」や「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対 応についての研修を行います。	生活文化局 福祉保健局 教育庁

④ 民生委員・児童委員への研修の実施

【これまでの主な取組】

- ○関係者向け啓発資料「被害者支援ハンドブック」・パンフレットの配布
- ○配偶者暴力に関する内容を盛り込んだ「民生委員・児童委員の手引」の配布
- ○民生委員・児童委員等を対象とした職務関係者研修の実施
- ○民生委員の行う講座等への講師派遣

【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者等暴力についての社会的関心を高めるため、地域において見守りの中心となる民生委員・児童委員に対し、様々な機会を活用して	生活文化局 福祉保健局
配偶者暴力に関する情報を提供します。	
○ 身近な地域での早期発見や支援を促すため、民生委員・児童委員等 が暴力を発見した際に適切な対応が取れるよう、民生委員・児童委員 等を対象とした研修を実施します。	生活文化局

⑤ 警察における通報への対応

【これまでの主な取組】

- ○配偶者暴力(主に通報・被害者対応)について取り入れた各警察署の相談責任者 向け実務研修など各種研修の実施
- ○配偶者暴力被害への通報時の速やかな対応・関係機関との連携の徹底

内容	所管局
○ 警察への通報等により、配偶者暴力が行われていると認められると きは、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者暴力による被害の発 生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めていきます。	警視庁
○ 警察は、被害者の意思を尊重し、置かれている状況に配慮しつつ、 関係機関と連携した速やかで適切な対応に努めます。	警視庁
○ 通報時に迅速かつ適切な対応ができるようにするため、各警察署員 に対しての研修の充実・強化を図ります。	警視庁

コラム①

民生委員・児童委員の取組

~地域住民の相談にのり、寄り添い、暮らしを支える~

- 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣より委嘱され、全国に約23万人、都内には約1万人が日々活動しています。
- 住民の一員として地域で生活しながら、担当地域の住民から日々の暮らしの中の相談を受けています。妊産婦から子供の問題、高齢者、低所得の問題等、すべての相談に乗り、相談者とその家族の生きづらさを解決するため、必要に応じて関係機関につなぐお手伝いをしています。

【配偶者暴力家庭を支援した活動事例】

ある民生委員・児童委員は、顔見知りのAさんから、「夫から配偶者暴力を受けており、精神的にも身体的にも限界で助けてほしい。夫は子供にも暴力を振るっている」と相談を受け、話を聴くと、Aさん自身、親から虐待を受けて育ったため実家に帰ることもできず、何年も悩んでいたことが分かりました。民生委員・児童委員は親身に話を聴き、そして勇気をもって話をしてくれてありがとうと伝えると、Aさんは少しほっとした表情をされました。その後、一緒に女性センターに相談に行き、また生活保護受給家庭だったため行政の担当者にも連絡し、すぐにAさんと子供は家を出る計画が立ち、別居することができました。その後、民生委員・児童委員は地域で話の聞き役となり、また警察や学校とも連携しながら新しい生活を支え、Aさん母子は治療を受けながらも、暴力におびえることなく前を向いて暮らせるようになりました。

〇 平成29年に民生委員制度100周年・児童委員制度創設70年を迎えました。これからも民生・児童委員は、地域住民の相談にのり、寄り添い、暮らしを支えていきます。



基本目標 2

多様な相談体制の整備

施策目標(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

■ 現状・課題

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者暴力に関する相談件数は、平成 22 年度の 9,442 件から 5 年間ほぼ横ばいでしたが、平成 27 年度には 9,917 件と増加しています。
- 電話相談については、年末年始を除く毎日午前9時から午後9時まで対応しているほか、女性だけではなく男性からの相談にも対応しています。また、夜間などの緊急時にも電話対応を行っており、24時間365日体制で相談を受け付けています。
- さらに、面接相談、精神科医や弁護士による専門相談等により、きめ細かい対応 にも取り組んでいます。
- このほか、電話や来所による相談が困難な被害者が知りたい情報を容易に入手できるよう、ウェブサイト上での情報提供を実施しています。
- 今後も、様々な被害者に対する相談機能や情報提供機能など、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を充実させていく必要があります。
- 複雑・多様化する相談に適切に対応するために、被害者対応に当たって統一的な支援ができるよう、関係機関共通のマニュアルとして作成した「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の活用や、外部の専門家によるスーパーバイズ*等の実施により、都内相談員の相談対応の質の向上に努めてきました。
- 現在都内では、12 の区でも配偶者暴力相談支援センター機能が整備されています。
- 都は、都内の配偶者暴力相談支援センターの中核となる施設として、区市町村の 配偶者暴力相談支援センターに対し、人材育成や情報提供等の技術的支援を行うと ともに、センター間の連携の中心的役割を担っていく必要があります。

(*相談員のための研修。外部の専門家を招き、対応事例の検証を行ったり、複雑で困難な相談事例への対応について指導や助言を受けるなど、相談員の資質を向上させるもの)

■ 取組の方向性

- 支援を必要とする被害者が、より相談しやすくなるように、相談機能の充実を図ります。また、電話や来所による相談が困難な場合でも必要な情報が入手できるように、ウェブサイト等による情報提供を一層充実させます。
- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の内容を充実させるとともに、外部専

門家によるスーパーバイズや、関係機関の調整を行う職員・専門員の育成のための 研修を充実させるなど、都内各相談機関の相談機能の強化を図ります。

○ 都内の配偶者暴力相談支援センターの中核として、区市町村配偶者暴力相談支援 センターとの連携や情報共有を図ることにより、都内全域で対応能力の向上を目指 します。

■ 具体的施策

① 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実

【これまでの主な取組】

- ○年末年始を除く毎日9時から21時まで電話相談の実施
- ○面接相談や弁護士・精神科医による専門相談の実施
- ○外部講師による相談員へのスーパーバイズの実施
- ○区市相談員等関係者への専門研修の実施

内容	所管局
○ 東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。	生活文化局 福祉保健局
○ 一般相談のほか、弁護士、医師、心理職員等による専門相談等、体制の充実を図り、それぞれの被害者に応じた適切な情報を提供します。	生活文化局福祉保健局
○ 男性被害者に対して電話相談だけでなく、面接相談を実施します。☆	生活文化局
○ 被害者への切れ目ない支援を行うため、関係機関との連携を強化します。	生活文化局 福祉保健局
○ 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相 談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実させます。	生活文化局 福祉保健局
○ 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、支援関係機関の調整 を行うことのできる職員・専門員を育成します。	生活文化局
○ 区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け 研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口に つなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。	生活文化局
○ 交際相手からの暴力の被害者に対し、若年層がより相談しやすい方 策について検討します。	生活文化局

② インターネットによる情報の提供

【これまでの主な取組】

○東京ウィメンズプラザホームページ「配偶者暴力・交際相手暴力被害者ネット 支援室」における情報提供

【今後の取組】

内容	所管局
○ 東京ウィメンズプラザホームページ「配偶者暴力・交際相手暴力対 策被害者ネット支援室」など、インターネットによる情報提供の充実 を図ります。	生活文化局

③ 被害者支援基本プログラムの活用

【これまでの主な取組】

○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の関係機関への配布

【今後の取組】

内容	所管局
○ 都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶	生活文化局
者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな制	福祉保健局
度、関係機関などの社会資源等を反映した改定を行います。	

④ 都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充実(新)

内容	所管局
○ 区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け 研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口に つなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	生活文化局
○ 東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議等を通じて、都内の支援センター同士の連携を図ります。☆	生活文化局

施策目標 (2) 身近な地域での相談窓口の充実

■ 現状・課題

- 平成 27 年度の都内における配偶者暴力に関する相談件数は、東京都配偶者暴力相談支援センター、区市町村、警察の合計で約 50,000 件であり、平成 15 年度から一貫して増加傾向を示しています。とりわけ、区市町村における相談件数は、平成 15 年度の 11,164 件から、平成 27 年度には 34,652 件と 3 倍以上に増加しています。これは区の配偶者暴力相談支援センター整備をはじめとする身近な地域における相談体制の充実や、相談窓口の周知によるものと考えられます。
- 都世論調査で、暴力を受けた際に相談できる機関で知っているところを聞いたところ、区市町村の窓口は56.8%で、警察に次いで2番目に多くなっています。
- また、内閣府調査によれば、男女間の暴力を防止するために必要だと考えること として一番多かったのが「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増や す」という回答で約7割となり、身近な地域での相談対応に期待していることがわ かります。
- 一方、同調査では、配偶者から何らかの暴力被害を受けた人の相談先として、配偶者暴力相談支援センターや男女平等参画センターに相談した人、法務局・地方法務局、人権擁護委員等に相談した人はいずれも1%未満で、地域に相談先との接点がない潜在的な被害者が多いものと考えられます。
- 平成 19 年度の配偶者暴力防止法の改正において、区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの機能整備が努力義務とされました。都では、区市町村に対する支援策として、配偶者暴力相談支援センターの機能整備のための手引きの作成や「区市町村配偶者相談支援センター機能整備推進窓口」の設置、被害者支援の中核となる人材や相談員を養成するための研修等を実施してきました。
- 平成28年7月現在において、配偶者暴力対策基本計画を策定した区市町村は47 団体、配偶者暴力相談支援センターを整備した区市町村は12団体となりました。 今後さらに、区市町村の体制が整備されることが期待されます。
- 配偶者等暴力対策においては、被害を潜在化させないよう、被害者が身近な地域 で適切に相談を受けられるとともに、切れ目なく自立に向けた支援に結びついてい くことができるよう、支援体制を充実させることが重要です。
- 区市町村それぞれの状況を踏まえ、体制強化に向けた技術的支援を行うことが必要です。

■ 取組の方向性

- 区市町村の男女平等参画センターや福祉事務所、警察など各相談窓口で被害者に接する職員への研修を充実させるなど、身近な地域において被害者からの相談に適切に対応できるように、相談体制強化のための取組を進めます。
- 区市町村における相談体制の整備に向けては、各区市町村の状況を踏まえた技術 的支援を行います。

■ 具体的施策

① 警察における対応

【これまでの主な取組】

- ○相談責任者実務研修等各種講習を活用した相談対応等の充実
- ○被害者支援に係る配偶者暴力相談支援センターとの連携

内容	所管局
○ 警察が被害者から相談を受けた場合は、関係機関の情報や、警察署	警視庁
長等の援助の制度、保護命令制度、被害届についての助言等、必要な	
情報提供を適切に行い、被害者の意思決定を支援します。	
○ 更なる相談体制の強化を図るとともに、適切な対応がとれるように	警視庁
するための研修等を充実させます。	

② 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援

【これまでの主な取組】

- ○相談員養成講座、相談員スーパーバイズの実施
- ○関係機関の調整を行う職員等を対象としたコーディネート研修の実施
- ○「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」の作成・配布
- ○区市町村に向けた配偶者暴力相談支援センター整備に関する説明会の開催
- ○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口における技術的支援

内容	所管局
○ 区市町村の相談員等の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実 させます。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者等暴力被害者の支援体制の中核となる人 材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援 のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。	生活文化局
○ 「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。	生活文化局
○ 区市町村を訪問し、機能整備に向けた助言を行うことにより、支援 センター機能整備を促します。☆	生活文化局
○ 相談・支援体制が不十分な区市町村に対して、出前講座等を行い、 体制強化を支援します。☆	生活文化局

施策目標 (3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実

■現状・課題

- 配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人や心身に障害 のある人も含まれます。また、女性と比較すると数は少ないものの、最近は男性の 被害者からの相談も増えています。対応に当たっては、被害者の状況に配慮し、適 切な支援につなげていくことが重要です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターには、日本語を十分に話せない人も含め、外国人被害者からの相談も寄せられています。外国人被害者への対応に当たっては、相談や自立に向けた情報提供のための通訳や翻訳などの支援が必要であり、支援策の充実が求められています。都では、外国人被害者支援のため、平成22年度に12言語に及ぶ通訳人材を養成し、区市町村からの依頼に基づき派遣する取組を実施しているほか、平成24年度には、窓口職員が指さしで案内できるよう、6か国語対応の相談シートを作成しました。
- 心身に障害のある被害者や高齢の被害者に対しては、配偶者等暴力の相談窓口に加え、日常的に接する機会の多い職員等への研修の充実や、各相談窓口との連携強化などにより、その障害と被害の状況に応じた適切な支援を行う必要があります。
- また、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められるようになりました。これまで以上に、相談窓口の周知や相談対応に当たっての配慮が必要です。
- 男性被害者については、電話相談に加え、平成27年度から面接相談を開始しています。今後相談件数の推移や相談内容の分析等の実態把握に努めることが必要です。
- 複雑化、多様化する相談に対しては、被害者の置かれた立場を十分に理解し、本人の希望や加害者からの危害が及ぶリスクなど、被害者一人一人の状況に応じた対応が求められます。的確な判断を行い、被害者に寄り添った支援につなげることができるよう、対応能力の向上を図る必要があります。
- さらに、職場や学校などといった組織に属さず、社会とのつながりが希薄である ために、相談方法がわからずに悩んでいる潜在的被害者の存在についても、考慮す る必要があります。

■ 取組の方向性

- 外国人被害者に対しては、外国人被害者支援のための通訳人材や相談シートの活用により、相談対応の充実を図ります。
- 障害がある被害者や高齢の被害者に対しては、障害者や高齢者虐待の相談窓口職員等日常的に接する機会の多い職員への研修の充実と、各相談窓口との連携強化などにより、被害者の状況に応じた適切な支援が行えるよう相談しやすい体制の充実を図ります。
- 外国人や障害者などを支援する団体の職員に対し、被害者を発見した場合に対応 ができるように、研修等を行います。
- 男性被害者に関しては、男性相談の実施状況を分析するなど、実態の把握に努めます。
- 複雑化、多様化する相談に対して、被害者一人一人の状況に応じた対応ができるよう、相談員の対応能力の向上や、被害者が活用できる制度について適切に情報提供を行うための研修の充実を図ります。
- 相談したくても相談する方法がわからない等で悩んでいる潜在的被害者については、相談につながるよう、より多くの人への相談窓口の周知方法について検討します。

■ 具体的施策

① 外国人被害者への対応

【これまでの主な取組】

- ○外国人被害者支援のための通訳者研修の実施、修了者の登録
- ○東京都女性相談センターにおける通訳委託、来日外国人女性緊急保護事業の 実施
- ○6か国語対応の相談シートの作成・配布

【今後の取組】

内容	所管局
○ 日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託に よる通訳での対応を行います。	福祉保健局
○ 外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と 連携して進めます。	生活文化局
○ 養成した外国人被害者支援のための通訳人材を、区市町村からの依頼に基づき派遣します。	生活文化局
○ 外国人被害者の相談に対応する際に窓口職員が活用できるよう、区 市町村向けに作成した相談シートの活用を促します。	生活文化局
○ 東京ウィメンズプラザのホームページに外国人相談窓口の情報を 掲載し、窓口の周知を図ります。☆	生活文化局

② 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応

【これまでの主な取組】

- ○相談員、職務関係者に対する研修の実施
- ○被害者支援基本プログラムの改定、活用
- ○障害者、高齢者等の各相談窓口等との連携による対応

【今後の取組】

内容	所管局
○ 障害のある被害者や高齢の被害者に対し適切な支援が行えるよう、	生活文化局
区市町村等職員に対する研修等を実施します。	福祉保健局
○ 被害者が障害者である場合は、障害の種類や程度など被害者の状況	生活文化局
に応じて、障害者相談支援機能との連携を図り、適切な支援につなげます。	福祉保健局
○ 被害者が高齢者である場合は、高齢者虐待相談窓口と連携を図り、	生活文化局
適切な支援につなげます。	福祉保健局
○ 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支	福祉保健局
援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センタ	
ーとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止セ	
ンター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化等を図	
ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事	
業を実施します。☆	
○ 障害者差別解消法施行に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協	福祉保健局
議会の運営や専門相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、へ	
ルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、障害の有無により分け隔て	
られることのない共生社会の実現を目指します。☆	

③ 人権擁護機関と関係機関の連携強化

【これまでの主な取組】

- ○人権相談機関連絡協議会開催(年4回程度)
- ○配偶者暴力対策ネットワーク会議への人権擁護機関の参加

内容	所管局
○ 法務省の人権擁護機関及び都の人権相談窓口において配偶者暴力	総務局
被害者から相談があった場合に適切な対応・支援が行えるよう、連携	
の強化を図ります。	

④ 男性被害者への対応(新)

【これまでの主な取組】

○ 男性のための悩み相談の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 男性被害者に対して電話相談だけでなく、面接相談も実施するとと	生活文化局
もに、都に寄せられた男性被害者からの相談内容について分析を行い	
ます。☆	

⑤ 多様化する相談等への対応(新)

【これまでの主な取組】

- ○相談員養成講座、相談員スーパーバイズの実施
- ○関係機関の調整を行う職員等を対象としたコーディネート研修の実施

内容	所管局
○ 区市町村の相談員の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実させます。(再掲)	生活文化局
○ 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相 談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実させます。(再 掲)	生活文化局
○ 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、支援関係機関の調整 を行うことのできる職員・専門員を育成します。(再掲)	生活文化局
○ 潜在的被害者が相談につながるよう、相談窓口の更なる周知方法に ついて検討します。	生活文化局

コラム②

多様化する人権問題のためのスキルアップをめざして

(東京都人権擁護委員連合会)

○ 人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、 法務局職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権に ついて関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

人権相談は各地域の法務局や市区役所にて平日昼間三人体制で行なわれております。特に人権擁護委員会東京都連合の男女共同参画社会推進委員会は、11月の女性の人権ホットライン強化週間において、法務局に常駐して相談を受けています。

○ 人権相談のための知識や教養を深めることを目的とした研修を毎回の定例委員会に おいて実施しています。

平成 28 年度は、委員の中で男女平等参画専門家による講義と、ダイバーシティに 見識の深い専門家により、広く深く性的少数者に関する講演を実施しました。

○ 引き続き、啓発活動や人権相談を実施するほか、一般の方を対象とした男女共同参画社会推進に関する講演会の開催により、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるよう取り組みます。

基本目標 3

安全な保護のための体制の整備

施策目標 (1) 保護体制の整備

■現状・課題

- 都実態調査では、配偶者暴力相談支援センターで面接相談を行った被害者の4割弱が、配偶者から週1回以上暴力を受けており、6割弱が医療機関で治療を受けた経験があると答えています。
- このように配偶者暴力は、身体や生命に危険が及ぶ可能性があり、被害者が保護 を求めた場合には、速やかに安全な場所で保護する体制が必要です。
- 東京都女性相談センターで実施している一時保護の件数は、平成 14 年度以降、 概ね年間 500 件~600 件という状況にあり、そのうち、6 割程度は子供を同伴して います。一時保護中の同伴児童に関しては、保育室の設置や、保育士の配置により 保育を行うほか、学習指導員による学習支援を行うなどの対応を行っていますが、 同伴児童への対応の充実が必要です。
- 配偶者暴力の被害者には、被害状況等から精神的に不安定な被害者や、貧困や児 童虐待などの複合的な問題を抱えた被害者なども多く見られることから、同伴児童 も含めた心理的ケアの充実も必要です。
- このほか、障害者、高齢者、妊産婦、外国人など特別な配慮を必要とする場合も あり、被害者の状況に応じた対応の一層の充実が必要となっています。
- 東京都女性相談センターで一時保護を受けた被害者全体のうち、およそ半数は委託施設(民間施設)に保護されています。被害者の安全と安心を確保しながら、状況と必要性に応じた一時保護が行えるよう、民間団体との連携も含め、更なる対応が求められます。

■ 取組の方向性

- 一時保護を必要とする被害者の多様な特性を理解して尊重し、被害者の状況に応じた適切な保護を実施できるように、民間団体への一時保護委託や、必要に応じて民間シェルターの利用など民間団体との連携も含め、一時保護の体制の一層の充実を図ります。
- また、一時保護時の児童に対する心理的ケアや就学児童に対する適切な学習機会 の提供など、同伴児童への対応の更なる充実を図ります。

■ 具体的施策

① 一時保護体制の拡充

【これまでの主な取組】

- ○東京都女性相談センターにおける一時保護の実施
- ○ケース内容に対応した委託施設での一時保護の実施
- ○一時保護を必要とする外国人に対する通訳委託対応

内容	所管局
○ 被害者の状況や必要性に合わせて柔軟に対応できるよう、委託施設 とも連携し、一時保護を実施します。	福祉保健局
○ 緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する 経費の一部を補助します。	福祉保健局
○ 日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託に よる通訳での対応を行います。(再掲)	福祉保健局
○ 外国人被害者の一時保護については、習慣、価値観等に十分配慮して対応します。	福祉保健局
○ 民間団体と連携し、外国人被害者に対して引き続き適切な対応ができるようにします。	福祉保健局
○ 障害のある被害者に対し適切な対応ができるよう努めるとともに、 必要に応じて他の福祉施設等との連携を図り、活用できるよう検討し ます。	福祉保健局
○ 男性被害者の一時保護について、都の男性相談の状況を踏まえた上で、適切な対応がとれる体制について検討します。	福祉保健局

② 同伴児童への対応の充実

【これまでの主な取組】

- ○未就学児に対する保育の提供
- ○就学児童に対する学習機会の提供
- ○児童に対する心理的ケアの実施

内容	所管局
○ 保育士の配置を引き続き行い、一時保護における保育体制の充実を 図ります。	福祉保健局
○ 一時保護において、就学児童に対する学習の機会を保障し、各児童の状況に応じたきめ細かな学習支援を行います。	福祉保健局
○ 一時保護中の同伴児童に対する心理的ケアの充実を図るとともに、 切れ目のない支援のために、地域の関係機関に対し情報提供を行います。	福祉保健局

施策目標 (2) 安全の確保と加害者対応

■ 現状・課題

- 被害者の安全は緊急時の一時保護だけではなく、被害者が加害者の追跡から逃れるなどして、通常の社会生活を送る中でも確保されるべきものです。都実態調査では、被害者の約半数が加害者の追跡について不安を感じていると答えています。また、被害者の約4分の1が実際に加害者の追跡を受けています。
- 被害者の安全を確保するためには、保護命令制度の利用が有効です。最高裁判所の司法統計によると、裁判所への保護命令の申立件数は毎年3,000件前後となっています。また、発令件数で見ると、全国の保護命令発令件数は2,300件~2,400件程度で推移しており、このうち、警視庁に通知された保護命令件数は、毎年80件~100件程度となっています。
- 保護命令の対象は、被害者と同居する未成年の子だけでなく、危害を被るおそれ のある親族・知人にまで広がっています。
- 保護命令が出ていない場合でも、被害者及びその子供や親族・知人に危険が及ばないよう、保護命令だけではなく、ストーカー規制法などについても周知するなど、 適切な対応が必要です。
- 危険性の高い事案に関しては、警察による一時的な避難先の提供や、区市町村に おいて緊急避難先を確保しているところもあります。
- 警察等関係機関との連携を強化し、被害者及び関係者の安全の確保に努める必要 があります。
- また、国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、「保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な検討を行う。」とされています。都としては、国の動向を踏まえつつ、被害者及び関係者の安全確保がより図られるよう、必要に応じて国への働きかけを行うことも必要です。
- さらに、都実態調査においては、被害者支援を行う民間機関の 20%、医療機関の 12%、児童相談所・子供家庭支援センターの 44%、幼稚園・保育所の 6.2%が加害者からの問い合わせや威圧的行為を受けています。被害者とその関係者だけでなく、支援者の安全確保も重要です。
- 被害者に直接対応する可能性がある人が加害者に対応する場合に、留意すべき事項等について検討した上で、周知を図ることが必要です。

■ 取組の方向性

- 警察等関係機関との連携を強化し、被害者及び関係者の安全の確保を図ります。
- 保護命令制度だけではなく、ストーカー規制法などについても周知する等、適切 な対応を行います。
- 被害者及び関係者の安全の確保がより図られるよう、保護命令制度の拡充等につ いて、国の動向を踏まえつつ、必要に応じて国への働きかけを行います。
- 同伴児童の安全を図るため、学校、幼稚園や保育所等各関係機関との連携強化を 図ります。
- 被害者に直接対応する可能性がある支援者等の安全のため、関係機関共通のマニ ュアルとして作成した「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」及び「配偶者暴力 から子供を守る連携プログラム」に、加害者対応の項目を加えるなど改定を行い、 関係機関への普及を図ります。
- 加害者(未成年者を含む)からの被害者や支援者に対する更なる暴力を防止する ために、被害者支援の一環として、加害者に対する相談窓口等の充実に努めます。

具体的施策

① 警察における対応

【これまでの主な取組】

- ○緊急に一時的な保護を求める被害者に対する対応と、関係機関への連絡及び必 要に応じた援助の実施
- ○保護命令違反の取締りや被害者等の安全確保

内容	所管局
○ 法令に基づき、被害者から被害を自ら防止するための援助を受けた	警視庁
い旨の申出を受けた場合、申出が相当であると認めるときは、被害者	
から援助申出書の提出を求め、被害者自らが行う安全確保策等を教示	
するとともに、被害者周辺の安全確保に必要な援助を行います。	
○ 保護命令発令後の保護対象者及び被害を受けるおそれのある親族	警視庁
等の安全確保を行います。	
○ 必要に応じて各種法令、配偶者暴力防止法による保護命令、ストー	警視庁
カー規制法などの適用を検討し、検挙等厳正な対応により、被害者や	
その親族等の安全を確保します。	

○ 保護命令が出ていない場合でも、ストーカー規制法等を適用して安 警視庁 全の確保ができる場合があることを広く周知し、適切に対応します。

② 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化

【これまでの主な取組】

- ○教員・保育士等に対する職務関係者研修の実施
- ○保育所等との連携
- ○児童相談担当部署と配偶者暴力相談支援センターの連携体制整備

内容	所管局
○ 教員·保育士等を対象とした配偶者暴力対策の研修の充実を図ります。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 学校・幼稚園・保育所等と連携し、保護命令の対象となる子供の安全の確保と情報管理の徹底を図ります。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 保護命令の対象となる子供に対しては、相談窓口と学校、児童相談 所等の各関係機関が連携しながら、状況に応じて様々な子供のケアと 安全確保を図ります。	生活文化局 福祉保健局 教育庁

③ 加害者対応(新)

【これまでの主な取組】

○男性のための悩み相談の内容分析

内容	所管局
○ 職務関係者研修など、各種研修の中で、加害者対応についても、取	生活文化局
り上げます。	
○ 被害者に直接対応する可能性のある支援者が加害者に対応する場合に留意すべき事項等について検討を行い、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」や「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」に、加害者対応の項目を加えるなど改定を行い、両プログラムの周知を図ります。	生活文化局
○ 男性の悩み相談の中で男性加害者からの相談を受け付けるととも	生活文化局
に、適切な対応が取れるよう加害者からの相談内容の分析を行いま	
す。	

基本目標 4

自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

施策目標 (1) 総合的な自立支援の展開

■ 現状・課題

- 被害者がその生活を再建し、自立できるようになるまでには、就労や住宅の確保、 子供の教育等様々な課題があります。加えて、長期間の暴力により、加害者から逃れた後も心理的な影響に悩み、回復に時間がかかる被害者も多いため、心理的サポートも必要です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターでは、被害者が自立のために必要とする心理的 サポートや就労、法律等の自立支援情報の提供を行う講座等を実施しています。
- また、子供を連れて避難している被害者に対しては、被害者の状況に応じて、職業訓練や自立支援給付金事業など、ひとり親家庭への各種支援制度を活用することもできます。
- 今後も被害者のニーズに合わせた各種情報の提供や、講座などの自立支援機能を 充実させることが必要です。
- これらの問題解決に向けて、民間支援団体を含めた多岐にわたる各関係機関が連携を図り、被害者を相談から自立まで総合的に支援することが必要です。被害者はときに、長期間にわたる支援を必要とすることもあります。被害者が都内のどこにいても同様に、切れ目のない支援を受けることができるようにすることが求められます。
- 都では、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用して都内の各関係機関 が統一的な支援を行えるように努めています。
- また、被害者が自立支援のための各種手続を行うに当たり、複数の窓口に個別に 出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明することは、被害者にとって心理的に 大きな負担になる上、加害者に遭遇する危険性もあります。
- このため、専門的知識を持った支援者による、生活保護の受給手続や離婚調停時の法的手続、子供の面会交流などの際の同行支援や、各関係機関の連携による被害者の負担軽減が必要となります。
- 特に、被害者が身近な地域において一元的に支援を受けられるようになるためには、区市町村の各関係機関が連携強化を図る必要があります。そのためには、区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備を更に進めることが重要となります。
- 一方で、被害者の自立支援については、その置かれている状況や精神状態によって異なり、支援方法は決して一つではありません。

- 様々な選択肢について情報提供を行い、最善の方法を被害者本人とともに考えて いくことが重要です。
- そのためには、相談員をはじめとする支援者へ向け、研修等による技術的支援や、 被害者が活用できる様々な制度等に関する情報提供を充実させ、対応能力を向上さ せることが必要です。

■ 取組の方向性

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者が自立のために必要とする 心理的サポートやニーズを踏まえた各種情報提供や講座等の支援の充実など、自立 支援機能の充実を図ります。
- 被害者が相談から自立まで切れ目のない支援を受けられるよう、支援策の充実や 関係機関との連携の強化を図ります。
- 被害者の負担軽減のため、区市町村が身近な地域の連携の中心としての役割を果たせるよう、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備に向けた技術的支援の一層の充実を図ります。
- また、被害者に接する支援者の対応能力の向上や、被害者が活用できる制度について適切に情報提供を行うための研修を充実させていきます。

■ 具体的施策

① 総合的な被害者支援のための質の充実

【これまでの主な取組】

- ○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の関係機関への配布
- ○「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の改定、関係機関への配布

内容	所管局
○ 都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。(再掲)	生活文化局福祉保健局
○ 被害者が身近な地域で、一元的に支援を受けることができるよう、 区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備促進のための技術 的支援を行います。	生活文化局

② 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充

【これまでの主な取組】

- ○被害者の自立のための多様な支援とその関係団体等についての情報収集及び 提供の充実
- ○自立支援講座等の実施
- ○自助グループへの活動場所の提供等の支援
- ○自助グループ、サポートグループの情報提供等の実施

内容	所管局
○ 被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを的確に把握 し、必要な情報提供を行うとともに、区市町村・各機関が行う支援に 適切につなげていきます。	生活文化局福祉保健局
○ 被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏ま えて、自立支援講座等を充実させます。	生活文化局 福祉保健局
○ 孤立しがちな被害者の心の立ち直りに効果がある、自助グループやサポートグループ*に活動場所を提供し、連携しながら被害者への支援を行っていきます。 (*カウンセラー等の専門的な知識を持つ人や配偶者暴力の被害経験を持つ人たちが、被害者の支援を行うためのグループ)	生活文化局
○ 被害者の心理的サポートのために行うグループ活動等について、複数の民間団体が連携して行う取組を支援します。	生活文化局
○ 区市町村に対して、民間団体の支援情報等を提供するなどにより、 被害者に対する支援の充実のための民間団体との連携を促します。	生活文化局
○ 区市町村が配偶者暴力相談支援センター機能を整備する場合に、併せて地域における自立支援機能の拡充を働きかけます。	生活文化局

③ 福祉事務所等との連携強化

【これまでの主な取組】

- ○配偶者暴力対策ネットワーク会議等の活用
- ○婦人相談員研修、各種連携会議等を通じた連携・協力体制強化

【今後の取組】

内容	所管局
○ 地域において被害者の自立支援に重要な役割を担う福祉事務所と	生活文化局
の連携を強化するとともに、区市町村の子供家庭支援センターや児童	福祉保健局
相談所等関係機関同士の協力体制づくりを進めていきます。	
○ 被害者から生活保護の相談があった際の対応及び申請を受けた際	福祉保健局
の調査等において、被害者の安全確保に配慮するとともに、適切に保	
護を実施するよう福祉事務所等保護の実施機関に対して働きかけま	
す 。	

④ ひとり親家庭の支援の充実

【これまでの主な取組】

- ○相談支援員研修会
- ○就業支援講習会
- ○東京都ひとり親家庭支援センターの相談員による就業相談
- ○自立支援給付金事業

内容	所管局
○ 被害者の状況に応じて、東京都ひとり親家庭支援センターにおける	福祉保健局
相談・就業支援や自立支援給付金事業など、都のひとり親家庭に係る	
各種支援制度を活用し、自立を支援します。 	
○ 配偶者暴力相談支援センター等の相談機関は、東京都ひとり親家庭	生活文化局
支援センター等と連携し、被害者に必要な情報提供を行います。	福祉保健局

施策目標 (2) 安全で安心できる生活支援

■ 現状・課題

- 被害者の自立を支援していく上で重要なことは、被害者や関係者の安全を確保し 安心して生活できるよう支援することです。
- そのためには、加害者の追跡が及ばないように被害者の個人情報の管理に細心の 注意を払うとともに、生活のために必要となる各種手続について各所管部署が共通 した理解を持ち対応することが求められます。
- また、子供がいる被害者が安心して子供と生活できるよう、学校や保育所などの 関係機関との連携を強化し、協力体制を築くことが必要です。
- 被害者や関係者の安全を確保して安心して生活できるようにするためには、保護 命令や離婚調停などの法的手続が大きな効力を発揮します。しかし、心身ともにダ メージを抱えた被害者自身が独力で全ての手続きを行うことは困難です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターでは、相談業務の中で法的手続に関する情報提供を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しています。法テラス(日本司法支援センター)や弁護士会等との連携強化を図るなど、被害者に対する法的支援の充実が求められます。
- また、被害者が精神的なダメージから回復し、心身ともに自立した生活を送るためには、同じ被害を受けた体験者同士が悩みを共有し支えあう民間の自助グループによる活動が大きな役割を果たしています。都実態調査によると、被害者の多くがこうした支援や協力を必要であると回答しています。閉じこもりがちになる被害者の居場所づくりの視点からも、自助グループへの参加支援等が重要です。

■ 取組の方向性

- 被害者や関係者が安全に生活できるように、住民票の取扱いなどについて、関係機関への周知を徹底するなど、被害者の個人情報の管理の徹底を図るとともに、情報が漏えいすることのないよう、関係機関との連携の強化を図ります。
- 子供の安全な就学の確保に向け、転校先等の情報の適切な管理など、学校等関係 機関との連携の強化を図ります。
- 被害者や関係者が安心して生活できるよう、法テラス(日本司法支援センター) や弁護士会等との連携による法的支援の充実を図ります。
- また、引き続き、民間の自助グループへの参加を希望する被害者への情報提供や、 自助グループ等への活動場所の提供等の支援を行います。

具体的施策

① 住民票の取扱い等適切な運用

【これまでの主な取組】

- ○住民基本台帳の取扱指導の徹底
- ○個別相談における適切な情報提供と情報保護の徹底

【今後の取組】

内容	所管局
○ 住民基本台帳法の一部改正により、被害者からの申出に基づき、加	総務局
害者等からの閲覧や住民票・戸籍の附票の写しの交付に応じないな	
ど、区市町村の窓口において、住民票の写しの交付制限等が適切に運	
用されるよう、指導を徹底します。	
○ 配偶者暴力相談支援センター等各支援機関においては、被害者に対	生活文化局
し、住民基本台帳の閲覧等の制限についての正しい情報提供を行い、	福祉保健局
被害者の安全確保のための情報の保護を徹底します。	

② 医療保険に関する適切な情報提供

【これまでの主な取組】

- ○区市町村に対する制度の周知徹底
- ○個別相談における適切な情報提供、保険者への協力依頼

内容	所管局
○ 被扶養者であった被害者が、避難したことにより、扶養者との生計 維持関係がなくなった場合の医療保険手続については、適切な支援を 行うことができるよう、区市町村等支援機関に対して制度等の周知を 徹底します。	生活文化局福祉保健局
○ 配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対 し医療保険に関する適切な情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者の安全確保の観点から、健康保険組合等の保険者に対して も、変更等に伴う各種手続について適切な対応が取られるよう、協力 を依頼していきます。	生活文化局福祉保健局

○ 配偶者からの暴力によるけが等第三者行為による傷病についても、 生活文化局 保険診療できるなどの情報について周知し、適切な対応を求めていき 病院経営 ます。 本部

③ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供

【これまでの主な取組】

- ○区市町村に対する制度の周知徹底
- ○個別相談における適切な情報提供

【今後の取組】

内容	所管局
○ 国民年金、介護保険、税務、選挙管理等住民基本台帳からの情報に 基づいて事務処理を行うものについて、被害者の情報の保護及びその 管理について区市町村に適切な対応を促します。	生活文化局
○ 配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し、年金に関する必要な手続や、住所等の秘密の保持に配慮した取扱い等、各種制度に関する適切な情報提供を行います。	生活文化局福祉保健局
○ 配偶者暴力相談支援センターは、住民票の記載がなされていない被害者であっても、居住地において介護保険法及び障害者自立支援法に基づく各種サービス等を受けることが可能であることなど、事案に応じて可能なサービス等の情報提供を行います。	生活文化局福祉保健局

④ 就学の支援

【これまでの主な取組】

- ○区市町村に対する情報提供の徹底
- ○区市町村の関係機関との連携による安全確保
- ○都立高等学校の転学における柔軟な対応

【今後の取組】

内容	所管局
○ 都の配偶者暴力相談支援センター及び区市町村の関係機関との連携を図ります。	生活文化局
○ 都立高等学校の転学については、引き続き柔軟に対応していきます。	教育庁

⑤ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等(再掲)

【これまでの主な取組】

- ○関係者向け啓発資料「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の幼稚園・保育所 への配布
- ○小・中学校、児童館への都作成資料・パンフレット等の配布
- ○学校の教職員向け、幼稚園・保育所職員向けなど対象者別の研修の実施

内容	所管局
○ 配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を 目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う 関係機関との連携体制を強化します。(再掲)	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットを配布したり、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」や「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。(再掲)	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。(再掲)	生活文化局 福祉保健局 教育庁

⑥ 自助グループへの参加支援

【これまでの主な取組】

- ○自助グループへの活動場所の提供
- ○安全に配慮した情報提供の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者相互の支援を目的とした自助グループの活動に対し、会場の	生活文化局
提供等の必要な支援を行っていきます。	
○ 参加を希望する被害者に対しては、安全確保に配慮しつつ、自助グ	生活文化局
ループの紹介や情報提供を行っていきます。	
○ 閉じこもりがちになる被害者に対しても「居場所づくり」の視点で	生活文化局
自助グループやサポートグループを紹介するなど、参加を促します。	

⑦ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援

【これまでの主な取組】

- ○弁護士による法律相談の実施
- ○相談業務の中での保護命令等法的手続、支援機関等の情報提供

内容	所管局
○ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令、離婚調停などの 法的手続に関する情報提供を行うとともに、専門家による法律相談等 を実施します。	生活文化局福祉保健局
○ 法的手続に関する更なる支援を希望する被害者に対して、法テラス (日本司法支援センター)等の機関の紹介や、東京の三弁護士会と連 携した情報提供等を行います。	生活文化局 福祉保健局

コラム③ ワンストップ支援体制構築とアクセス充実に向けて (東京弁護士会)

〇 支援ネットワーク会議の開催

東京弁護士会性の平等に関する委員会では、配偶者等暴力被害者に対して、行政と民間団体と弁護士が連携してワンストップな支援を図るために、都内の相談員が立場を超えて知識・経験の共有を行う、女性支援ネットワーク会議を定期的に(年度に3回程度)開催しています。

各回ごとにテーマを設定し、前半は勉強会で知識を習得・確認し、後半は事案を用いたグループディスカッションを行うと共に、実務上の問題点や悩みについて共有し、理解を深めています。例えば、平成28年度は、7月に国際離婚、11月に面会交流、2月にリベンジポルノとネット問題について取り上げました。

〇 女性のための法律相談(面接相談)

離婚、配偶者暴力、セクシュアル・ハラスメントなど、女性のための法律相談について詳しい弁護士が相談に応じます。困った時にすぐにアクセスができるように、定期的に開催し、支援体制の充実を図っています。

○ 女性のための110番電話相談(臨時電話相談)

東京弁護士会、第一東京弁護士会および第二東京弁護士会が共催し、一年に一度、無料電話相談を実施しています。女性に対する暴力(配偶者暴力、ストーカー)や離婚に関する諸問題等、女性のお悩みに関する相談を受け付けています。女性の問題に詳しい弁護士のほか、経験豊富な女性相談員も待機しているため、相談内容に応じて、適宜、適切な担当者が対応することができます。

コラム(4)

法テラスにおける犯罪被害者支援業務

(日本司法支援センター東京地方事務所)

法テラスでは、配偶者等暴力やストーカー、性暴力などの犯罪被害にあわれた方への支援として、以下のような業務を行っています。

【情報提供業務】

本所(西新宿)に犯罪被害者支援に関する法制度及び関係機関・団体の情報提供を行う犯罪被害者支援窓口対応専門職員を週3日(月・水・金の13時~16時)配置し、犯罪被害にあわれた方やその家族に対し、電話や受付窓口における情報提供業務を行っています。

また、法テラスサポートダイヤルでは、犯罪被害者専門ダイヤル(0570-079714) が設けられており、被害者等からの問合せに対して上記情報提供業務を行うほか、弁護 士との相談を希望する場合は、必要に応じて地方事務所に取次ぐ業務を行っています。

【精通弁護士紹介】

被害者等に対し、弁護士会から提供された名簿の中から犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介し、法律相談を受けられるようコーディネートする業務を行っています。民事法律扶助・日弁連委託援助(犯罪被害者法律援助)の資力基準を満たす被害者等については、これらの制度を利用して無料の法律相談を受けられるよう弁護士への取次ぎを行っています。

【被害者のための国選弁護制度】

被害者参加制度では、一定の重大犯罪の被害者等が、裁判所の決定により公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができます。この制度の利用に当たり、刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者等(=被害者参加人)が経済的に余裕のない場合、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担することで弁護士による援助を受けられるようにするのが「国選被害者参加弁護制度」で、法テラスは、被害者参加人からの請求により、被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知を行い、弁護士に対する報酬及び費用の支払いを行っています。



日本司法支援センター 犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714

平日9:00~21:00 土曜9:00~17:00

施策目標 (3) 就労支援の充実

■ 現状・課題

- 都実態調査によると、都の配偶者暴力相談支援センターで面接相談を受けた被害 者の半数近くが無職(主婦)であり、被害者の約8割は子供がいると回答していま す。被害から立ち直り、子育てをしながら自立した生活を送るためには、安定した 職業に就き、経済的な基盤を確保する必要があります。
- 都では、就労のためのカウンセリングや情報提供、就業に必要な知識や技能を身 につけるための職業訓練等を行っています。
- 配偶者暴力相談支援センターでは、子供のいる被害者が安心して受講できるよ う、託児サービスを設けて、就労支援をテーマにした自立支援講座やパソコン講座 等を実施しています。
- 今後も、被害者のニーズに沿った、よりきめ細かい支援策の提供に取り組む必要 があります。

■ 取組の方向性

- 被害者の安定した就労の実現のため、関係機関が連携して被害者のニーズに合っ た支援策の提供に努めます。
- 一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供な ど、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供します。

具体的施策

① 職業訓練の充実

【これまでの主な取組】

○都立職業能力開発センター、東京障害者職業能力開発校(国立・都営)の通常 業務の中で対応

内容	所管局
○ 都立職業能力開発センター等において、就職に必要な知識・技能を 習得するための訓練を実施し、希望者に対して業務を通じて支援しま	産業労働局
す。	

○ 母子家庭の母等の職業的自立を支援するため、民間教育訓練機関等 産業労働局 を活用した委託訓練を実施し、職業訓練の受講機会の確保を図ってい きます。

② 東京しごとセンター等における就労支援

【これまでの主な取組】

- ○東京しごとセンターにおけるキャリアカウンセリング、就業相談、求職活動支援セミナー、能力開発、職業紹介等の実施
- ○東京しごとセンターにおける被害者への対応に係る研修等の実施
- ○東京ウィメンズプラザにおけるマザーズハローワークとの連携による講座の 実施

内容	所管局
○ 東京しごとセンターにおいて、一人一人の適性と状況を踏まえたき	産業労働局
め細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施する	
ほか、能力開発、職業紹介など、希望者に対して就職活動を支援しま	
す。	
○ 東京しごとセンターにおいて、被害者に対して適切な対応ができる	産業労働局
よう、相談員や受付窓口担当者等に対する研修等を実施します。	
○ 東京ウィメンズプラザにおいて、マザーズハローワーク等との連携	生活文化局
などにより、就労支援の取組を進めます。	
○ 配偶者暴力相談支援センターでは、一時保護施設等の退所者に対す	生活文化局
る就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就	福祉保健局
労に必要な情報を適切に提供します。	

③東京ウィメンズプラザにおける就労支援

【これまでの主な取組】

- ○被害者に向けたパソコン講座の実施
- ○就労支援をテーマにした講座やマザーズハローワークとの連携による講座の実施

内容	所管局
○ 被害者の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、パソコン講座を実施します。	生活文化局
○ 自立支援講座における就労支援内容の充実や、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。	生活文化局

施策目標 (4) 住宅確保のための支援の充実

■現状・課題

- 被害者の多くは無職であったり、就業していてもパートやアルバイトなど収入が 安定しない雇用形態である場合が多いことから、被害者が住んでいた家や一時保護 施設を出て自立しようとする場合、住宅の確保は大きな課題です。
- 一時保護施設等を退所した後の被害者の当面の住まいとして、都では社会福祉施 設等がその役割を果たしています。
- また、都では、単身被害者への都営住宅の入居や、被害者世帯への当選倍率の優 遇など、都営住宅を活用した住宅確保支援を行っています。
- 区市町村の中には公営住宅における入居優遇措置や、引っ越しや敷金等にかかる 初期費用の貸付を行っているところもあります。
- さらに、一時保護施設や、民間シェルターの退所後すぐに自立生活ができない人のための、ステップハウスを運営する民間団体もあります。様々な施設がある中、被害者に適切な情報提供を行う必要があります。
- 被害者が民間の賃貸住宅への入居を希望する場合、一時保護施設や婦人保護施設等の退所者に対しては、連帯保証制度等についての情報提供を行っていますが、保証人がいないため、住宅を借りることができない被害者に対しては、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするための公的保証などの制度が必要と考えられます。

■ 取組の方向性

- 一時保護施設等を退所した後の各施設の利用について、各関係機関と情報共有するなど連携して、被害者に対する適切な情報提供を行います。
- 被害者の住宅確保のため、引き続き都営住宅を活用した支援に取り組みます。
- 民間賃貸住宅に入居する際の保証制度について、一時保護施設等の退所者への連帯保証制度等適切な情報提供を行うとともに、全国共通の公的保証制度の創設について、既存の保証制度を活用して対象を配偶者暴力被害者に広げることも含めて、国への働きかけを行います。

■ 具体的施策

① 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保

【これまでの主な取組】

- ○単身の被害者への都営住宅入居の実施
- ○世帯向け募集における当選倍率の優遇
- ○ポイント方式による募集
- ○母子生活支援施設等退所者向け特別割当の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 単身の配偶者暴力被害者に対して、都営住宅への入居を実施しま	都市整備局
す。	
○ 20 歳未満の子供のいる被害者をひとり親世帯と見なし、当選倍率	都市整備局
の優遇及びポイント方式による募集を行います。	
○ ひとり親世帯に該当しない被害者世帯に対しても当選倍率の優遇	都市整備局
を行います。	
○ ひとり親等の支援施設の退所者に対して、都営住宅の特別割当を行	都市整備局
います。	

② 一時保護施設等退所後の支援

【これまでの主な取組】

○区市町村等と連携した利用可能な既存施設の検討、活用

内容	所管局
○ 一時保護施設等を退所した後の各施設の利用について、被害者に対 する適切な情報提供を行います。	福祉保健局
○ 被害者が一時保護施設を退所した後の住宅確保として、区市町村を 含めて関係機関等による支援ネットワークを築いていきます。	福祉保健局

③ 家賃債務保証制度に関する国への要望

【これまでの主な取組】

- ○一時保護施設等退所者に対する自立援助促進事業の情報提供
- ○国に対する公的保証の制度について要望

内容	所管局
○ 民間賃貸住宅への入居を希望する被害者に対して、一時保護施設等 の退所者の場合、連帯保証制度が利用できることなど、適切な情報提 供を行います。	生活文化局福祉保健局
○ 民間賃貸住宅への入居を希望する被害者で、連帯保証人を見つける ことが困難な場合に支援できるよう、全国共通な公的保証制度の創設 について国等へ要望を行います。	生活文化局

施策目標 (5) 子供のケア体制の充実

■ 現状・課題

- 都実態調査によると、配偶者暴力のある家庭では、同居する子供に加害者から直接暴力が及ぶケースや直接暴力を受けていなくても家庭内で配偶者暴力を目撃したことにより著しい心理的外傷を受けたケースなど、半数近くの家庭で児童虐待に当たる行為が行われています。このうち約1割は被害者からも直接暴力が及んでいます。
- 同調査によれば、加害者から暴力を受けた子供への影響として、「加害者への憎悪・恐れ」「性格・情緒のゆがみ」のほか、「被害者への憎悪・恐れ」なども見られます。また、子供を持つ被害者の約3割が子供の心についての不安を抱えており、被害者と子供がともに安心して生活できるように見守る体制が求められています。
- 子供に与える影響の大きさを考慮し、配偶者暴力相談と児童相談の機関が密接に 連携するとともに、身近な地域で幼稚園や保育所、学校と子供家庭支援センター等 との連携による子供のケア体制の確立が重要です。
- 都では、子供の支援に当たる各機関が共通の認識を持って対応するため、「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」を作成し、関係機関において活用してきましたが、この内容の充実を図り、より幅広く普及させると共に、関係機関の連携を一層強化する必要があります。
- また、子供の心の安定には、その親の心の安定が必要となります。前述のとおり、 被害者から子供への虐待も見受けられることから、子供と合せて、被害者である親 に対して、心の安定を取り戻すケアが必要となります。
- 都では、配偶者暴力のある家庭の子供とその母親を対象に、心の傷の回復を側面 から支援するため、遊びなども採り入れて友達とのコミュニケーションの取り方な どを継続的に学習する講座を実施しています。
- 一般的には、離婚後も親子の交流を維持することは望ましいとされていますが、 配偶者暴力により離婚した後の加害者と子供との面会交流には、子供の安全安心が 脅かされることのないよう、慎重な対応が必要です。また、面会交流によって、子 供自身及び同居する親の影響で子供が精神的に不安定になることもあるため、特に 配慮が必要となります。

■ 取組の方向性

○ 配偶者暴力被害者の支援機関と児童相談所や子供家庭支援センターなど子供支援の中核的機関との連携を強化し、配偶者暴力の被害者と同様に、同伴する子供に対しても、切れ目のない継続的なケアを提供します。

- 児童相談所や子供家庭支援センターなど子供の支援に当たる各機関の関係者へ の研修や情報提供の充実を図ります。

○ 児童相談所や学校との連携・協力により、児童心理司、スクールカウンセラー等

を活用し、子供の心のケアの充実を図ります。

- 併せて、「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」の内容の充実を図り、幼稚園や保育所、学校等へより幅広く普及させることにより、配偶者暴力に対する理解を深めていきます。
- また、子供のケアのためには、親の心の回復が重要であるため、配偶者暴力のある家庭の親子ともに参加する講座の充実により、心の傷の回復を側面から支援します。
- 配偶者暴力により離婚した被害者の支援に当たって、面会交流が問題となる時は、子供の状態や意思に十分配慮することが求められます。配偶者暴力により離婚した後の加害者と子供との面会交流については、特に慎重な対応が必要です。そのため、民間団体も含めた関係機関の職員を対象に、面会交流が子供に与える影響を踏まえ、適切に対応するための具体的な知識や技術の付与を行います。

■ 具体的施策

① 子供のケア体制の徹底

【これまでの主な取組】

- ○「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」の活用
- ○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した関係機関との連携強化
- ○一時保護中の同伴児童のケア体制の充実

内容	所管局
○ 配偶者暴力相談支援センター、児童相談所及び区市町村の関係機関 との連携を強化して、子供へのケア体制を充実させていきます。	生活文化局 福祉保健局
○ 関係機関が共通の認識を持って対応するため、「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」を活用するとともに、内容の充実を図ります。	生活文化局
○ 児童相談所や子供家庭支援センターなど子供の支援関係者に対し、 配偶者暴力に関する研修や情報提供を充実させます。	生活文化局

○ 職務関係者に向けた研修の中で、面会交流が子供に与える影響等に ついて情報提供を行います。	生活文化局
○ 保育士の配置を引き続き行い、一時保護における保育体制の充実を 図ります。(再掲)	福祉保健局
○ 一時保護において就学児童に対する学習の機会を保障し、各児童の 状況に応じたきめ細かな学習支援を行います。(再掲)	福祉保健局
○ 一時保護中の同伴児童に対する心理的ケアの充実を図るとともに、 切れ目のない支援のために、地域の関係機関に対し情報提供を行いま す。(再掲)	福祉保健局

② 子供家庭支援センターの拡充

【これまでの主な取組】

○子供家庭支援センターを設置する市町村*に対し一定の補助を実施 (*区に対しては平成19年度から補助ではなく都区財政調整に算入)

内容	所管局
○ 市町村において、児童虐待の未然防止・早期発見をはじめ、子供と	福祉保健局
家庭のあらゆる相談に積極的に取り組んでいけるよう、子供家庭支援	
センターの機能を充実させるため、設置する市町村への補助を行いま	
す。	

③ 子供の心のケアの充実

【これまでの主な取組】

○児童心理司、スクールカウンセラー等を活用した子供の心のケアの実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 児童相談所や学校において、児童心理司、スクールカウンセラー等	福祉保健局
を活用した子供の心のケアを行います。	教育庁

④ 保護者とその子供に対する講座の実施

【これまでの主な取組】

○東京ウィメンズプラザにおける子供に対する講座「子供広場」の実施

内容	所管局
○ 配偶者暴力のある家庭で育った子供とその母親を対象に、心の傷の	生活文化局
回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて親子や友達との	
コミュニケーションの取り方などを継続的に学習してもらう講座を	
実施します。	

基本目標 5

関係機関・団体等の連携の推進

施策目標 (1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化

■ 現状・課題

- 被害者支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携して取り組むことが必要です。
- 都では、平成19年度に都の関係機関、区市町村の各機関代表、支援に携わる各種民間団体を構成メンバーとする「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置し、連携強化を図りながら、対策の推進と新たな課題への対応を検討しています。
- また、47 の区市で、配偶者暴力対策の関係機関の連絡会議等が設置され、地域 の関係機関同士のネットワーク化が進められています。
- 都と区市町村の連携は、これらの広域及び地域での連携ネットワークの核となる ものです。平成19年度の配偶者暴力対策防止法改正を踏まえて、都は区市町村の 配偶者暴力相談支援センターの機能整備のための技術的支援を行ってきました。
- 平成28年8月現在、12区が配偶者暴力相談支援センターを整備しています。これら配偶者暴力相談支援センター同士の連携を図り、共通する課題を検討していくことは、支援者の対応能力強化のために重要です。
- 都においては、区市町村の配偶者暴力相談支援センター整備に向けた働きかけを 強化していくとともに、配偶者暴力対策基本計画が未策定で、相談・支援体制の整 っていない町村に対しても、各町村の実情を踏まえたきめ細かい支援を行うなど、 広域的・専門的な取組の一層の充実と、調整機能の強化を図っていく必要がありま す。

■ 取組の方向性

- 都と区市町村の役割分担に基づき、それぞれの関係機関間の連携・ネットワーク 化を進めるとともに、配偶者暴力相談支援センター連携会議等を通じて、都と区市 町村のセンター同士の連携強化を図ります。
- 被害者が身近な地域で充実した支援を受けることのできる体制づくりのため、配偶者暴力相談支援センター未整備の区市町村に対し、整備に向けた働きかけを行うとともに、相談・支援体制の不十分な区市町村に対しては、出前講座や基本計画策定支援等を通じて体制強化を支援します。

■ 具体的施策

① 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進

【これまでの主な取組】

- ○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口の設置、技術的支援
- ○区市町村に対する相談員養成講座、関係機関の調整を行う職員等を対象とした コーディネート研修等の実施
- ○広域自治体として専門相談、一時保護、職務関係者研修の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 区市町村が、被害者やその家族にとって身近な相談窓口として、相談体制の整備・充実、緊急時の安全確保や、地域における継続的な自立支援等を行えるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けた働きかけを行います。	生活文化局
○ 区市町村に対し、被害者支援に関する助言や情報提供、相談員や職員の研修、被害者支援の調整を行う人材育成、関係機関との総合調整等を行います。	生活文化局
○ 広域自治体として、都の配偶者暴力相談支援センターを中核に、専門的な相談も含めた相談対応の充実、一時保護の実施、職務関係者への研修等を行います。	生活文化局 福祉保健局
○ 都と区市町村は、それぞれの役割に基づき、関係機関によるネット ワークを形成し、相互に有機的な連携がとれる体制を強化していきま す。	生活文化局
○ 東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議等を通じて、区市町村の 支援センターとの連携を図ります。(再掲)	生活文化局

② 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定・改定支援

【これまでの主な取組】

- ○基本計画策定予定の区市町村に対する事前の意見交換、助言
- ○区市町村に対する基本計画策定のための説明会の開催

【今後の取組】

内容	所管局
○ 町村が配偶者暴力対策基本計画の策定に取り組むことができるよ	生活文化局
う、積極的に情報提供と助言などの支援を行います。	
○ 区市町村に対し、配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての情報	生活文化局
提供や助言などの支援を行います。	

③ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援(再掲)

【これまでの主な取組】

- ○相談員養成講座、相談員スーパーバイズの実施
- ○関係機関の調整を行う職員等を対象としたコーディネート研修の実施
- ○「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」の作成・配布
- ○区市町村に向けた配偶者暴力相談支援センター整備に関する説明会の開催
- ○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口における技術的支援

内容	所管局
○ 区市町村の相談員等の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実 させます。(再掲)	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力等被害者の支援体制の中核となる人 材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援 のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。(再掲)	生活文化局
○ 「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。(再掲)	生活文化局
○ 区市町村を訪問し、機能整備に向けた助言を行うことにより、支援 センター機能整備を促します。(再掲)	生活文化局
○ 相談・支援体制が不十分な区市町村に対して、出前講座等を行い、 体制強化を支援します。(再掲)	生活文化局

④ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実

【これまでの主な取組】

- ○配偶者暴力対策ネットワーク会議の設置・運営
- ○ネットワーク会議への法曹三者等の参加による関係機関の連携強化
- ○事業推進検討を行う「推進部会」、相談等実務担当者で事例検討その他の検討 を行う「連携部会」の設置・運営

【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力対策ネットワーク会議を通じて、都及び区市町村の関係 各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を強化し、 広域的な被害者支援についての検討、地域によって差が生じない被害 者支援ができる体制の強化を図ります。	生活文化局
○ 推進部会を通じて、本計画の進捗状況を把握し、都における配偶者 暴力対策の促進を図ります。	生活文化局
○ 連携部会を通じて、相談や自立支援の実務における課題を検討する など、効果的な連携を進めます。	生活文化局

⑤ 被害者支援基本プログラムの活用(再掲)

【これまでの主な取組】

○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の関係機関への配布

内容	所管局
○ 都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶	生活文化局
者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな社	福祉保健局
会資源等を反映した改定を行います。(再掲)	

コラム⑤

東京入国管理局の取組

~配偶者暴力の外国人被害者が引き続き日本に在留できるような配慮~

日本に在留する外国人の方は、原則として日本で在留しようとする目的に応じた在留 資格をもって在留することとなっており、また、在留資格毎に「1年」や「3年」など の在留期間が定められています。したがって、東京都に居住する外国人の方が在留期間 を超えて引き続き日本に在留しようとする場合には、東京入国管理局において在留期間 更新許可を受ける必要があります。

東京入国管理局では、このような手続をする中で配偶者暴力の被害者がいることを把握した場合には、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所や警察等の関係機関と連携して被害者の安全確保に努めています。

また、例えば、

- 「日本人の配偶者等」の在留資格で在留する外国人の方が配偶者暴力により別居 を余儀なくされて、在留期間更新許可申請等に必要な資料を用意することが困難な 場合
- 配偶者暴力が原因で在留期間を超えて不法残留してしまった場合 について、その置かれていた事情を勘案の上で在留を認めるなどの人道的な配慮をしています。

具体的施策

施策目標 (2) 民間団体との連携・協力の促進

■ 現状・課題

- 被害者にきめ細かい支援を行うために、民間の支援団体が大きな役割を担っています。シェルター運営や同行支援、自立支援のためのプログラムの実施などに加え、 最近では、子供の面会交流の付添いといった支援も増えてきており、支援内容は多岐にわたっています。
- 民間の支援団体の中には、配偶者暴力防止法の整備以前から取組を行ってきた団体や、専門の分野に関して高い能力を有する団体も多くあります。こうした、支援団体の中には、資金面での課題を抱える団体もあります。
- 都では、同行支援や面会交流の付添など被害者及び子供への各種支援事業やシェルター等被害者支援施設の安全対策の強化、さらに、複数の団体が連携した取組のコーディネートを行う業務など、民間団体等が実施する配偶者暴力対策に関する自主事業に対して、経費の一部を助成しています。
- 今後もより一層、民間団体の取組を行政として支援していく必要があります。
- また、都と民間団体との連携会議の開催や、配偶者暴力対策ネットワーク会議に 各種民間団体の参加を得るなど、民間団体との連携の促進に取り組んでいます。
- 被害者に対するきめ細かい支援のため、民間団体が活動しやすい環境整備を行い、 相互の意思疎通を図りながら連携を強化していく必要があります。

■ 取組の方向性

- 被害者に対し、相談から安全確保、自立に至るまで、きめ細かく切れ目のない支援体制を確立することを目指し、今後も民間団体の有する専門的能力を活用するなど、民間団体との連携強化を図ります。
- あわせて、民間団体の自主的な取組に対し、一層の支援を図るなど、これまで以上に民間団体が活動しやすい環境整備に取り組みます。

■ 具体的施策

① 民間団体との連携の促進

【これまでの主な取組】

- ○DV防止等民間活動助成事業の実施
- ○配偶者暴力対策ネットワーク会議への民間団体の参加
- ○講座・研修等の情報提供、関係団体との情報交換

【今後の取組】

内容	所管局
○ 民間団体等が自主的に行う配偶者暴力対策に関する事業に助成し、 その活動を支援します。	生活文化局
○ 民間団体等が複数団体で連携して行う配偶者暴力被害者支援事業 に助成し、その活動を支援します。☆	生活文化局
○ 被害者支援において幅広い活動を行っている民間支援団体との情報交換を積極的に行います。	生活文化局
○ 配偶者暴力相談支援センターが行う各種研修・講座の開催情報や、 配偶者暴力対策に関する制度についての情報提供を細やかに行いま す。	生活文化局
○ 民間団体研修に、行政職員・相談員も参加することで、民間団体と 行政の連携促進を目指します。☆	生活文化局

② 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成

【これまでの主な取組】

○外国人被害者のための通訳者研修の実施、修了者の登録

内容	所管局
○ 外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と 連携して進めます。(再掲)	生活文化局
○ 民間団体との協力により養成した人材が積極的に活動できるよう、 関係機関、民間団体と調整を行います。	生活文化局
○ 民間団体研修を開催し、民間団体のメンバーのスキルアップを図ります。☆	生活文化局

コラム⑥

地域と連携した配偶者暴力を受けた女性と子供の支援と予防 (NPO法人女性ネット Saya-Saya)

平成 12 年 6 月の設立以来、被害当事者女性と子供たちの安全な生活と心の回復をする 各種相談をはじめ、その方のプロセスに添った心理ケアや自立・就業に向けたプログラム、地域とのつながりをつくる支援をしています。Saya-Saya が実施している様々な 活動の中で、地域の関連機関と連携して実施している支援事業について御紹介します。

【てらこやミモザ】

被害を受けた家庭や地域の子供たちを対象に、学習 支援・居場所づくり、食事提供をしています。

毎週火曜日の 16:30~20:00、小学生3~5名、中学生 2名、高校生3名 (平均6~8名)が参加しています。 学習支援や食事つくりには、20代~70代のボランティア



が8~10 名(元公務員、元学校教師、塾講師、学生、保育士、言語聴覚士、社会福祉 士、精神保健福祉士、臨床心理士、主婦、調理師など)が関わっています。

マンツーマンでボランティアが学習支援し、子供たちは苦手な科目にも少しずつ興味を持てるようになりました。発達障害の子供には、丁寧に段階を踏みながら、教材も購入して支援します。最初は、落ち着きのなかった子供が、仲間に出会い、兄弟姉妹、家族のような関わりをもち落ち着いてきます。大学受験を目指せるようになった子やこれまで中学不登校だった男子が工業高校に入り、とても元気に通学を始め、昨年3月で卒業後、有名企業に勤めることができました。



▲箱庭セラピーの様子

子供たちは、それぞれ親との関係、友達との関係などに傷ついているので、それぞれ担当者をつけ、カウンセリングや進路の相談などにものっています。普段、いい子でおとなしく目立たなかった中学生女子が、「てらこやがなかったら、自殺していたかもしれない。いつも死にたいと思っていた」と語ってくれ、この居場所の存在、関わりの重要性・必要性を教えてくれました。

【継続支援の必要性について】

てらこやミモザ事業はまだ始まったばかりの活動ですが、成果は目に見えて大きいものがあります。配偶者暴力被害の未然防止や被害に遭ってひとり親家庭になった子供たちの支援は、今後も継続させていく必要性のある大事な事業であることを再認識させられています。今後の世界を担う子供たちの心と体を健康に育むためにも、子供たちが自分の生き方を見つけるためにも、ずっと継続させていきたいと思います。

コラム?

連携同行支援事業を中心とした当事者支援と支援員育成、 民間団体強化活動(一般社団法人ウェルク)

東京都内で活動する複数の民間支援団体が協力し、配偶者暴力被害者のため連携同行支援事業を実施しています。

【同行支援とは】

配偶者暴力による PTSD(心的外傷後ストレス障害)、不安からのパニック障害やうつ、恐怖感、複合的な障害があることで、被害者が一人で行政窓口や病院、法律相談などに行くことが困難な場合に、支援員が一緒に現地へ同行し、本人をサポートするという支援です。平成 25 年度の同行実績は、都内 23 区で、約 60 名の支援員、延べ約 300 件の同行支援を行いました。また、外国の方への同行数は年間延べ 250 件で、計約 550件になります。

【同行先】

配偶者暴力・生活相談や諸手続きのために行政窓口や警察、法テラスや法律事務所、調停や裁判のために家庭裁判所、外科や内科、産婦人科、精神科など医療機関、学校、保育園、入国管理局など、多様な場所に同行しています。一時保護施設や中期滞在施設に入所中など、地理に不慣れな場合や、未就学の子供を同伴しているケースも多く、支援員は複数でかかわっています。午前午後にわたる長時間の同行になることも多く、土日の対応もできる限り対応しています。

【ニーズ】

同行支援は、依頼する相談員、同行先にもメリットがあるため、ニーズは年々増加しています。また、複合的な支援を必要とするケースも多くなっています。行政の支援が届きにくい配偶者暴力被害者に寄り添った支援を行うなど、民間団体だからこその活動に力を入れています。これにより、被害者が安心して生活を立て直し、自助グループやサポートグループとつながり仲間をつくり、継続的に回復自立への道筋を示すことが可能となっています。

【連携事業のメリット】

連携団体間の交流が図られることで、団体の特徴を生かした、より当事者ニーズに沿った支援が行われるようになりました。また、被害者支援の長年の経験、スキルがある支援員と若い支援員がインターンとして2名体制で現場体験をシェアすることで支援技術の伝承を図っています。

このように、当事者や周りのニーズに柔軟に応えることができるため、団体が持つ特性を量的にも質的にも有効に活用し、当事者の安全・安心の確保と支援団体の活動強化を図ることができています。

【課 題】

現在、支援員の慢性的不足などにより、実際のニーズのすべてには応じられていない 状況です。また、資金の多くを助成金でまかなっていますが、単年度ごとの申請のため 資金調達が不安定なこと、支援員の高齢化に伴う若年層支援員の育成などが課題となっ ています。

基本目標 6

人材育成の推進と適切な苦情対応

施策目標 (1) 人材の育成

■ 現状・課題

- 被害者の支援を行う関係者には、暴力により被害者が受けた精神的ダメージについての理解と配慮が必要です。
- これまでに都では、相談員や医療関係者、教職員、民生委員・児童委員等の職務 別に、早期発見や相談、自立支援など適切な支援に必要な研修を行ってきました。
- また、被害者支援を行っている民間支援団体の関係者に向けて、人材養成のため の研修を実施しています。
- 被害者の安全を確保して本人の意思を尊重した支援を行うため、民間支援団体と の連携によって研修内容の充実を図るとともに、官民関わりなく、幅広く人材を育 成することが必要です。
- 配偶者暴力相談支援センターや区市町村の相談窓口等で被害者の自立支援を行 う相談員等には、福祉に関する手続や地方裁判所への保護命令の申立てなどの法的 な手続に関する専門的知識の習得や、関係機関との連絡調整を円滑に行う能力の向 上に向けた取組が必要です。
- 育成した人材を効果的に活用し、被害者支援の質の向上を図るためには、相談員等の専門的能力を適正に評価し、それに見合った処遇の検討も求められます。
- 相談員や福祉事務所及び一時保護施設の職員等、被害者の支援に直接携わる職員 が代理受傷によるバーンアウト**に陥らないよう、スーパーバイズなど心理的負担 の軽減に向けた対策の充実が必要です。

(*相談を聞き続けることで内容等により相談員自身が傷つき、相談を受けることに対して 疲れ、燃え尽きたようになってしまうこと。燃え尽き症候群)

■ 取組の方向性

- 被害者が安心して満足度の高い支援を受けることができるよう、研修内容の充実 や研修対象者の拡大などにより、民間団体を含め被害者の支援に当たる人材を育成 するとともに、支援者の負荷の軽減に向けた対策の充実を図ります。
- 相談員の資格認定制度の創設について国に働きかけるなど、支援者の専門的能力 の適正な評価に向けた取組を行います。

■ 具体的施策

① 職務関係者研修の充実

【これまでの主な取組】

- ○相談担当者、医療関係者、教員、民生委員・児童委員等、年 7 回の対象別職務 関係者研修の実施
- ○職務関係者研修(基礎研修2回)における参加対象者の拡大
- ○関係機関の調整を行う職員等を対象としたコーディネート研修の実施
- ○相談員に対するスーパーバイズ、ケースカンファレンスの実施

内容	所管局
○ 職務関係者の質的向上に資する研修について、被害者のニーズに応じたテーマや対象を拡大して、一層充実させていきます。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力被害者の支援体制の中核となる人材 を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援の ための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。	生活文化局
○ 相談員等が代理受傷等によるバーンアウトに陥らないよう、相談員に対する研修の充実やピアカウンセリング*等を行います。 (*相談員同士など同じ立場の人同士が話を聞き合うこと)	生活文化局
○ 相談員の資格の認定など支援者の専門的能力の適正な評価に向けて、機会を捉えて国に働きかけます。	生活文化局

② 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成(再掲)

【これまでの主な取組】

○外国人被害者のための通訳者研修の実施、修了者の登録

内容	所管局
○ 外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と 連携して進めます。(再掲)	生活文化局
○ 民間団体との協力により養成した人材が積極的に活動できるよう、 関係機関、民間団体と調整を行います。(再掲)	生活文化局
○ 民間団体研修を開催し、民間団体のメンバーのスキルアップを図ります。(再掲)	生活文化局

第 3

施策目標(2)二次被害防止と苦情への適切かつ迅速な対応

■ 現状・課題

- 被害者の支援を行う関係者の不適切な対応による、「二次被害^{*}」で被害者が、 支援機関に対する不信感を抱き、暴力被害の解決が阻害される事例が依然として起 きています。
- 都では職務関係者に加え、区市町村の住民票や国民年金担当課の職員など、広く 窓口で対応に当たる職員を対象に行う研修の中で、こうした被害を防止するための 取組を行っています。
- 行政機関の関係者のみならず警察や司法関係者、民間支援団体等も含めた様々な 支援機関と連携し、研修の実施等を通じて、配偶者等暴力への理解を深め、適切な 対応が取られるよう働きかけていく必要があります。
- また、配偶者暴力相談支援センターをはじめとした支援機関では、相談や支援に対する被害者からの苦情の申し出に対して、誠実に受け止め対応し、必要に応じて対処方法の改善を図るなど、ルールに沿った速やかで適切な対応に取り組んでいます。
- 今後も、被害者に対する説明責任と支援機関の対応能力向上に向けた取組の推進 が必要です。

(**被害者が被害の後に、加害者からではなく、公的機関や被害者を取り巻く周囲の人々の 言動によって更に傷つけられること)

■ 取組の方向性

- 配偶者等暴力の深刻さを十分に認識しないまま不適切な対応を行わないよう、二 次被害防止のための研修の充実を図ります。
- 苦情の申し出に適切な対応をするため、支援機関における苦情処理手順の明確化 を図ります。

■ 具体的施策

① 二次被害防止のための研修の充実

【これまでの主な取組】

- ○職務関係者研修に二次被害防止に係る事項を盛り込み実施
- ○警察、司法関係者、民間団体等への職務関係者研修参加の働きかけ

【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者等暴力の深刻さを十分に認識しないまま、不適切な対応を行わないよう、職務関係者はもちろん、区市町村における全ての窓口対応に当たる職員を対象として、二次被害防止のための研修を実施しま	生活文化局
す。	生活文化局
す。	

② 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化

【これまでの主な取組】

- ○職務関係者研修における実施
- ○配偶者暴力被害者支援基本プログラムによる苦情処理対応の周知

内容	所管局
○ 被害者の苦情に対して適切な対応がとれるよう、苦情処理担当への 研修等を実施します。	生活文化局
○ 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の周知を図る中で、苦情処理についても周知を図ります。	生活文化局

基本目標 7

調査研究の推進

■ 現状・課題

- 配偶者等暴力の防止のためには、暴力を生み出す背景・原因や都民の意識等を調査分析し、暴力の解決や被害者支援に関する施策を検討することが必要です。
- 都では配偶者暴力の被害者及び被害者の支援を行う関係機関に対し、実態調査を 行い、配偶暴力対策基本計画の施策に反映してきました。
- 引き続き、適切な時期に実態等の調査を行い、その傾向と状況の分析を行うこと が必要です。
- また、加害者への対応は、被害者の保護のみならず暴力を防止する観点からも、 社会にとって重要です。
- 国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、加害者更生に関する取組として、「地域社会内での加害者更生プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方を検討する」とされています。
- 平成28年3月に内閣府が発表した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る 実態調査研究事業」報告では、「加害者プログラムを被害者支援の一環で進めてい くためには、国において一定基準(実施形態、回数、プログラムの終了基準、被害 者の安全確保に関する方針、スーパービジョン、プログラム実施者・ファシリテー ターの資格等)やマニュアルが策定されることが望ましい」とあり、今後の検討が 待たれます。
- 一方、法的強制力がない段階での実施については、かえって逆効果であるとの意見もあります。
- 加害者更生については、専門的知識を持つ人材の育成、加害者の参加についての 刑事司法制度での位置づけなど、国による取組が不可欠であることから、国の動向 を注視するとともに、引き続き、国に対し必要な法制度の整備等を働きかけること が必要です。
- 都においては、配偶者暴力相談支援センターが実施している相談に寄せられた加 害者からの相談事例を分析するとともに、民間団体が行う加害者更生の取組の情報 を収集するなど、実態の把握等に努めることが必要です。

■ 取組の方向性

- 都内における配偶者等暴力と被害者を取り巻く状況を把握・分析し、被害者が真 に必要とする施策を検討していきます。
- 加害者対応に関しては、相談事例の分析を通じて実態把握などに努めます。

○ さらに、暴力の防止と被害者の保護のため、加害者対応の充実に向けて、国の動 向や民間団体等が実施する加害者更生のための取組に関する情報収集を行うとと もに、国への働きかけを行います。

■ 具体的施策

① 配偶者暴力被害に関する調査研究

【これまでの主な取組】

- ○被害者や関係機関を対象とした、都実態調査の実施(26年度)
- ○男女平等参画状況年次報告における配偶者暴力の状況調査

【今後の取組】

内容	所管局
○ 都における相談事例の分析など、定期的に配偶者等暴力の被害や自 立支援に関する実態の把握を行います。	生活文化局
○ 基本計画の次期改定に向けて、被害者や関係機関に対する実態調査 を行います。	生活文化局

②加害者対策のあり方検討

【これまでの主な取組】

- ○配偶者暴力に係る相談の内容分析
- ○実効性ある加害者更生プログラムに係る国への要望

内容	所管局
○ 国における加害者対策等に関する情報及び研究成果や民間団体が 実施する加害者更生のための取組に関する情報の収集を行うととも に、都の相談等に寄せられた加害者からの相談内容の分析を行いま す。	生活文化局
○ 国の加害者更生及び加害者対策等の動向を見据え、加害者更生プログラムの司法制度における位置付けを明確にすることなど、必要な法制度を整えるよう、国に要望していきます。	生活文化局